

# 宇検村

## 高齢者保健福祉計画

### 第8期介護保険事業計画

令和3年度～令和5年度



令和3年3月  
鹿児島県 宇検村



はじめに



平成 12 年に介護保険制度がスタートし、保健・医療・福祉サービスを利用者の選択で総合的に利用でき、高齢期の暮らしを支える社会保障制度として定着してまいりました。

その一方で、高齢化の進展により介護サービスの需用量は増加し、その保険給付費は大幅に増加しております。国においては、今後、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる令和 7 年以降、担い手である生産年齢人口の減少が顕著となり、介護を支える人材も不足することが見込まれており、福祉・介護人材の確保が大きな課題となっています。

さらに団塊ジュニア世代が 65 歳に到達する令和 22 年には高齢者人口がピークを迎え、介護ニーズの高い 85 歳以上人口の急速な増加とともに、高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯の増加、認知症の人の増加も見込まれるなど、介護ニーズは一層増加し、多様化していくことが予測されています。

本村におきましては少子高齢化が進展しており、総人口は減少傾向である一方、高齢化率は上昇傾向にあります。また、国や鹿児島県に比べて高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯の割合が高い状況にあります。このような状況を踏まえ、高齢者の見守り活動や健康づくり、生きがいつくりなどの幅広い施策の推進が求められています。

団塊ジュニア世代が 65 歳に到達する令和 22 年を見据え、地域が持つ資源を最大限活用し、高齢者一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援が地域ぐるみで行われる体制の実現に向けて、「住民の自分らしい生き方を支える村づくり」を基本理念とする「宇検村高齢者保健福祉計画・第 8 期介護保険事業計画」を策定しました。

今後は福祉・介護・保健分野が連携し、本人の健康づくりや予防活動、生きがいつくりなどへの取組意識の高揚はもとより、地域や村、関係機関・団体が一体となった施策の推進に努めてまいります。

結びに、この計画策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました村民の皆様、各団体関係機関、ご審議いただきました策定委員の皆様にご心より感謝とお礼を申し上げます。

令和 3 年 3 月

宇検村長 元山 公知



## ～ 目 次 ～

<b>第1章 計画策定の概要</b> .....	<b>1</b>
1 計画の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	1
3 計画の期間.....	2
4 計画の策定体制.....	2
5 日常生活圏域の設定.....	3
6 介護保険制度の改正経緯.....	4
7 令和3年4月施行基本指針の主な改正内容.....	5
<b>第2章 高齢者を取り巻く状況</b> .....	<b>7</b>
1 年齢3区分別人口構成の推移及び推計.....	7
2 高齢者年齢3区分別人口及び構成の推移及び推計.....	7
3 年齢3区分別認定者割合.....	8
4 第1号被保険者に占める要介護認定率の推移及び推計.....	8
5 調整済み重度認定率と軽度認定率の分布（保険者比較）.....	9
6 介護費用額及び第1号被保険者1人1月当たり費用額の推移.....	10
7 第1号被保険者1人当たり給付月額分布（保険者比較）.....	11
8 高齢者等実態調査からみる本村の状況.....	12
9 第7期計画の進捗状況.....	23
<b>第3章 基本理念・基本的視点</b> .....	<b>24</b>
1 基本理念.....	24
2 基本的視点.....	24
3 施策の体系.....	26
4 事業の体系.....	27
<b>第4章 高齢者保健福祉サービス</b> .....	<b>29</b>
1 健康づくりの推進.....	29
2 地域生活の支援.....	32
3 安心・安全の暮らしづくり.....	36
4 社会参加・生きがいづくり.....	38

<b>第5章 地域支援事業</b> .....	<b>41</b>
1 介護予防・日常生活支援総合事業 .....	41
2 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営） .....	49
3 包括的支援事業（社会保障充実分） .....	52
<b>第6章 介護保険サービス</b> .....	<b>59</b>
1 居宅サービス等・介護予防サービス等 .....	59
2 地域密着型サービス .....	65
3 施設サービス .....	68
<b>第7章 第1号被保険者の介護保険料の設定</b> .....	<b>70</b>
1 財源構成 .....	70
2 被保険者数・要介護（要支援）認定者推計 .....	71
3 サービスごとの給付費の見込み .....	72
4 地域支援事業費の見込み .....	74
5 標準給付費等の見込み .....	76
6 第1号被保険者の所得段階区分 .....	77
7 所得段階別加入者数 .....	78
8 第1号被保険者の介護保険料基準額の算定 .....	79
9 介護保険料の設定 .....	80
10 第8期計画期間の第1号被保険者の所得段階別保険料 .....	80
<b>第8章 計画の推進</b> .....	<b>81</b>
1 サービス提供のための体制づくり .....	81
2 計画の点検と評価 .....	82
<b>資料編</b> .....	<b>83</b>
1 宇検村介護保険等事業計画策定委員会設置要綱 .....	83
2 宇検村介護保険等事業計画策定委員会委員名簿 .....	85
3 用語解説 .....	86

## 第1章 計画策定の概要

### 1 計画の趣旨

介護保険制度は、その創設から20年が経ち、サービス利用者は制度創設時の3倍を超え、介護サービスの提供事業所数も着実に増加し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきています。

全国的にみると、総人口が減少に転じる中、高齢者数は今後も増加し、高齢化は進展していきます。介護保険制度においては、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年を見据え、介護が必要な状態となっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築に取り組んできました。

令和7（2025）年が近づく中で、更にもその先を展望すると、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年には、高齢人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加することが見込まれています。また、世帯主が高齢者の単身世帯や夫婦のみの世帯の増加、認知症の人の増加も見込まれるなど、介護サービス需要が更に増加・多様化することが想定されます。

このような状況を踏まえ、令和7年（2025）年度及び令和22年（2040）年度の推計人口等から導かれる介護需要など中長期的な視野に立って「宇検村高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」を策定します。

### 2 計画の位置づけ

高齢者保健福祉計画は「老人福祉法第20条の8」、介護保険事業計画は「介護保険法第117条」により規定され、それぞれはお互い整合性をもって作成することとされており、高齢者に関する施策全般の計画として、その内容において介護保険事業計画を包含するもので、基本的な政策目標を設定するとともに、その実現に向かって取り組むべき施策全般を盛り込むものです。

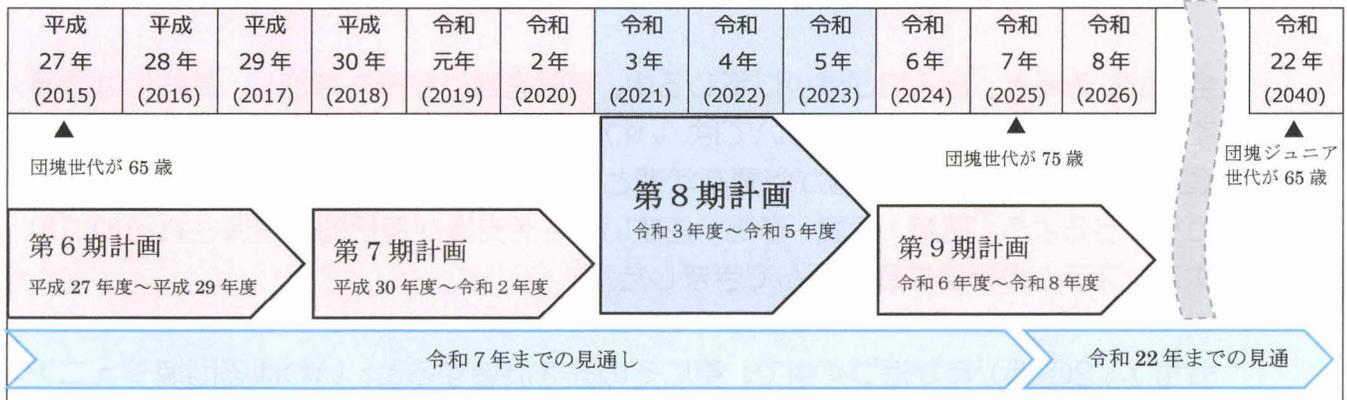
介護保険事業計画は、介護サービス基盤の整備に関しては、介護保険事業計画において、地域における要介護者等の人数やサービスの利用移行等を勘案して、介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み、当該見込み量の確保のための方策等を定めるものです。

また、村の行財政運営の最上位計画である「宇検村長期振興計画」におけるむらづくりの理念を踏まえた上で、高齢者保健福祉分野の個別計画として策定します。

### 3 計画の期間

本計画の期間は3年を1期とし、令和3年度から令和5年度までとします。

また、本計画は、団塊世代が後期高齢者に到達する令和7（2025）年の高齢者のあるべき姿と、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年を見据えた計画とし、中長期的な視点に立った施策の展開を図ります。



### 4 計画の策定体制

#### (1) 宇検村介護保険等事業計画策定委員会の開催

本計画に村民の意見を反映させるため、被保険者代表・関係団体代表等を構成員とする「宇検村介護保険等事業計画策定委員会」を設置し、検討を行いました。

回	期 日	概 要
第1回	令和2年10月22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○辞令交付</li> <li>○委員長・副委員長選出</li> <li>○議事                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険制度の概要</li> <li>・第8期計画の概要等</li> <li>・第7期計画の実施状況</li> </ul> </li> </ul>
第2回	令和2年12月16日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○議事                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・第8期計画素案について</li> <li>・第8期介護保険料について</li> <li>・地域共生事業及び今後の施策について</li> </ul> </li> </ul>
第3回	令和3年2月3日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○議事                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・第8期計画素案について</li> <li>・介護医療院の概要</li> <li>・地域共生事業及び今後の施策について</li> </ul> </li> </ul>

## (2) アンケート調査の実施

### ① 調査実施時期

令和1年12月から令和2年1月まで実施しました。

### ② 調査対象者及び調査方法

#### ア) 一般高齢者調査

65歳以上で要介護（要支援）認定を受けていない方を対象とし、民生委員等による配布・回収を行いました。

#### イ) 在宅要介護（要支援）者調査

要介護（要支援）認定者で介護保険施設に入所していない方を対象とし、民生委員等による配布・回収を行いました。

#### ウ) 若年者調査

40歳以上65歳未満で要介護（要支援）認定を受けていない方を対象とし、民生委員等による配布・回収を行いました。

### ③ 配布数・回収数

調査種別	配付数	有効回答数	有効回答率
一般高齢者調査	543	377	69.4%
在宅要介護（要支援）者調査	77	61	79.2%
若年者調査	545	414	76.0%

## 5 日常生活圏域の設定

### (1) 日常生活圏域とは（国の考え）

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、各市町村の高齢化のピーク時までには目指すべき地域包括ケアシステムを構築する区域を念頭において、中学校区単位等、地域の実情に応じた日常生活圏域を定めることとされています。

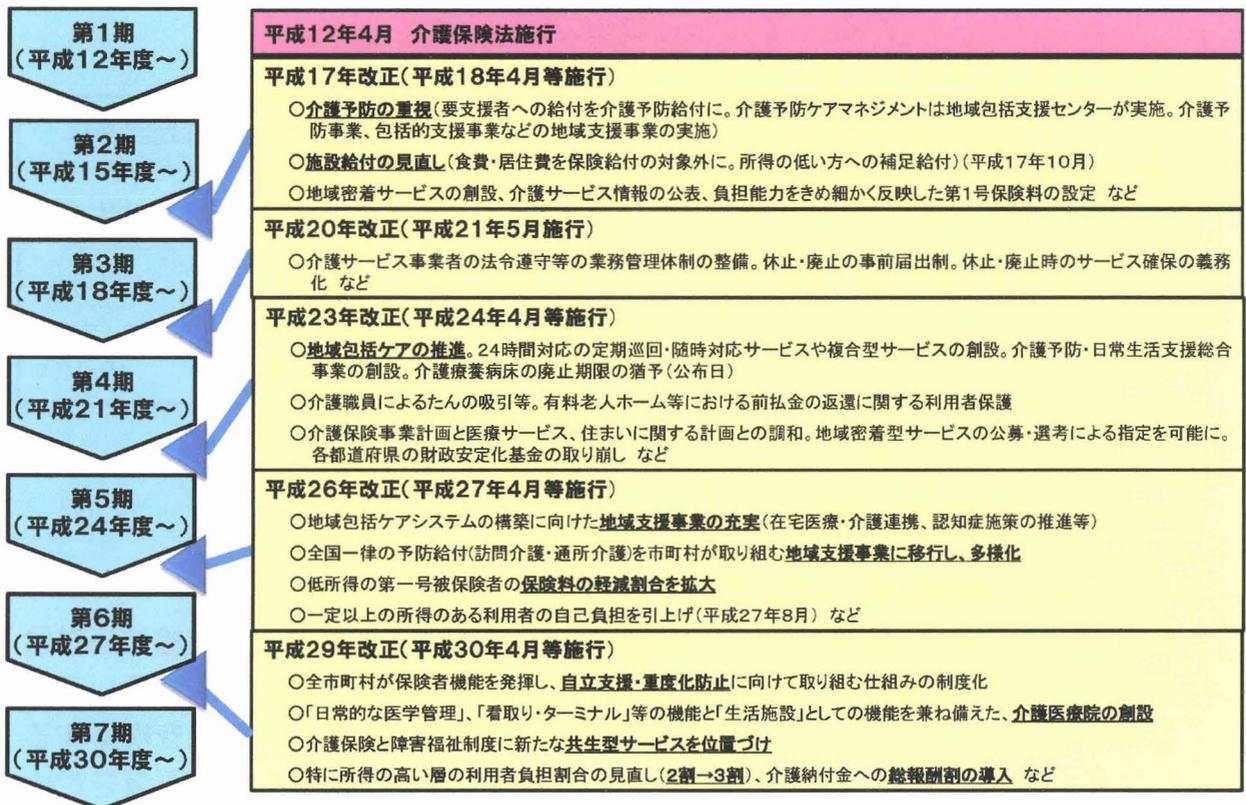
### (2) 本村の日常生活圏域の設定

介護が必要となっても住み慣れた地域において生活を継続することができるよう、第8期計画も、第7期計画に引き続き、村を1つの「日常生活圏域」として設定します。

## 6 介護保険制度の改正経緯

介護を家族だけでなく、社会全体で支える仕組みとして、平成12年に介護保険制度が創設されました。平成24年には、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組が開始され、平成27年には、地域包括ケアシステムの構築に向けた見直しとして、在宅医療・介護連携や認知症施策の推進が位置づけられたほか、要支援者向けの介護予防訪問介護・介護予防通所介護が「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行されました。平成29年には、全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みが制度化されました。

### 介護保険制度の改正の経緯



## 7 令和3年4月施行基本指針の主な改正内容

令和3年4月1日から運用される基本指針の主な改正内容は以下のとおりです。

### (1) 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

令和2年6月に成立した地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号。以下「改正法」という。）において、市町村介護保険事業計画は当該市町村の区域における人口構造の変化の見通しを勘案して作成されなければならないものとされたことを踏まえ、基本指針においても、これに関する考え方等を記載する。

### (2) 地域共生社会の実現

地域共生社会は、地域に生きる一人一人が尊重され、多様な経路で社会とつながり参画することで、その生きる力や可能性を最大限に発揮できる社会であり、その実現に当たっては、その理念や考え方を踏まえた包括的な支援体制の整備や具体的な取組が重要である。これを踏まえ、基本指針において、この考え方等に関する事項を記載する。

### (3) 介護予防・健康づくり施策の充実・推進

介護予防の推進に関しては

- ・ PDCAサイクルに沿った推進に当たってデータの利活用を進めることやそのための環境整備
- ・ 専門職の関与
- ・ 他の事業と連携を行う事
- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の対象者や価格の上限の弾力化を踏まえて介護保険事業（支援）計画を作成すること
- ・ 保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進
- ・ 在宅医療・介護連携の推進における看取りや認知症への対応強化等を図ること
- ・ 要介護（支援）者に対するリハビリテーションの目標設定

等が重要である。これらを踏まえ、基本指針において、この考え方等に関する事項を記載する。

### (4) 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

改正法により老人福祉法（昭和38年法律第133号）が改正され、都道府県が有料老人ホームの届出に関する情報を市町村に通知すること、また、市町村が未届けの有料老人ホームを発見した場合には都道府県に情報提供するよう努めるものとされたことを踏まえ、基本指針においても、これに関する考え方等を記載する。

有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が増加し、多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、基本指針において、必要な介護サービス基盤の整備量を適切に見込むため、市町村が都道府県と連携し、これらの設置状況等の情報を積極的に把握する旨を記載する。

#### **(5) 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進**

認知症施策については、これまで「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」に基づき推進されてきたが、今後認知症の人の数が増加することが見込まれていることから、更に強力に施策を推進していくため、令和元年6月18日、認知症施策推進関係閣僚会議において認知症施策推進大綱がとりまとめられた。

この認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、次に掲げる5つの柱に沿って認知症施策を進めることが重要である。また、これらの施策は認知症の人やその家族の意見も踏まえて推進することが重要であり、基本指針において、これらに関する考え方等を記載する。

- ・ 普及啓発・本人発信支援
- ・ 予防
- ・ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
- ・ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
- ・ 研究開発・産業促進・国際展開

#### **(6) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化**

現状の介護人材不足に加え、2025（令和7）年以降は現役世代（担い手）の減少が顕著となるため、介護人材の確保については、各都道府県・市町村において、介護保険事業（支援）計画に取組方針等を記載し、これに基づき計画的に進めるとともに、都道府県と市町村とが連携しながら進めることが必要である。

加えて、総合事業の担い手を確保する取組や、介護現場の業務改善や文書量削減、ロボット・ICTの活用の推進等による業務の効率化及び質の向上に資する取組を強化することが重要であり、基本指針において、これらに関する考え方等を記載する。

#### **(7) 災害や感染症対策に係る体制整備**

近年の災害発生状況や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、基本指針において、これらへの備えの重要性について記載する。

## 第2章 高齢者を取り巻く状況

### 1 年齢3区分別人口構成の推移及び推計

本村の総人口は令和2年10月現在で1,697人となっており、65歳以上の老年人口は733人、総人口に占める割合は43.2%となっています。

少子高齢化の進展により、総人口は減少し続け、令和22年には総人口1,503人、高齢化率39.8%となることが予測されています。



出典：住民基本台帳（平成27年～令和2年）、見える化システム推計値（令和3年～）

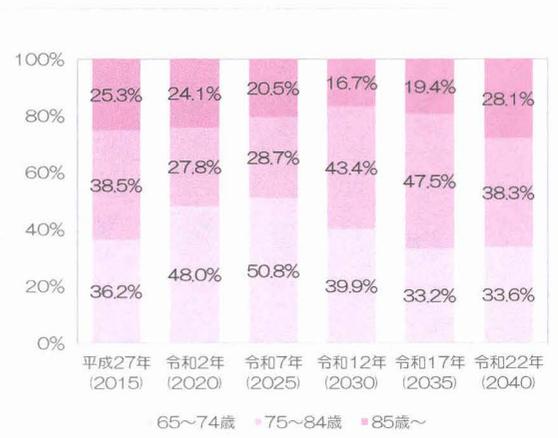
### 2 高齢者年齢3区分別人口及び構成の推移及び推計

75歳以上の後期高齢者の構成割合が増加していく予測となっており、令和22年の後期高齢者人口は397人、構成割合は66.4%となることが予測されています。

【高齢者年齢3区分人口】



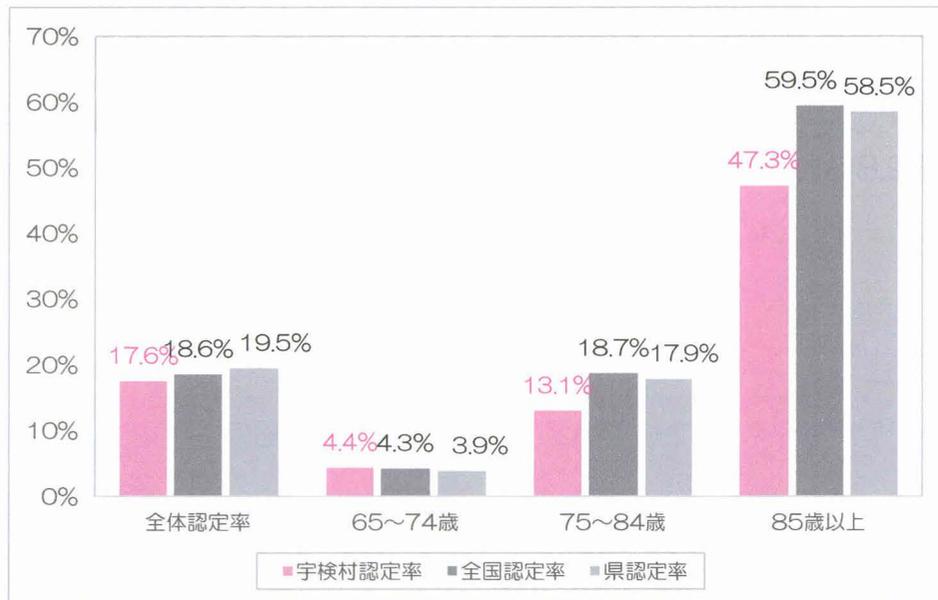
【高齢者年齢3区分構成割合】



出典：住民基本台帳（平成27年、令和2年）、見える化システム推計値（令和7年～）

### 3 年齢3区分別認定者割合

令和2年9月時点での認定者割合は、65～74歳が4.4%、75～84歳が13.1%、85歳以上が47.3%となっています。



出典：介護保険事業状況報告月報（令和2年9月分）

### 4 第1号被保険者に占める要介護認定率の推移及び推計

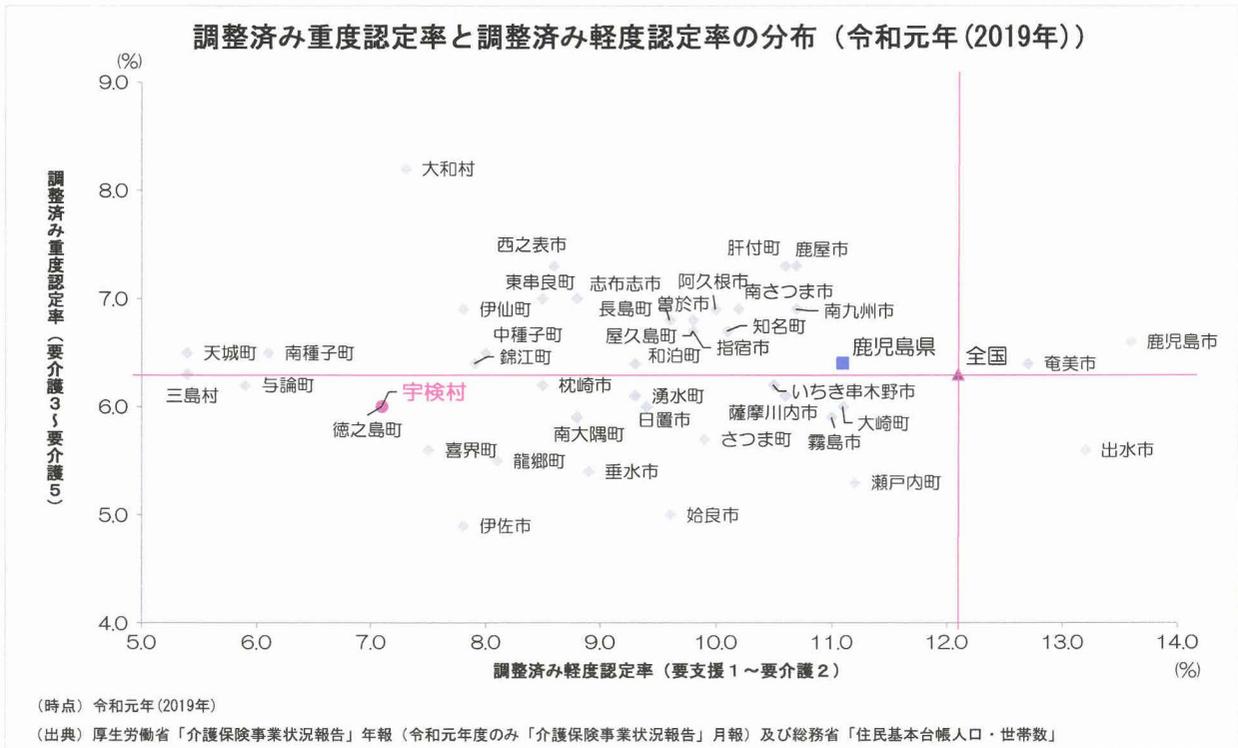
令和17年までの要介護認定率は、減少傾向で推移する予測となっていますが、令和22年から上昇に転じる予測となっています。85歳以上人口の構成割合の増加が主な要因と考えられます。



出典：見える化システム

## 5 調整済み重度認定率と軽度認定率の分布（保険者比較）

本村の調整済み「軽度（要支援1～要介護2）認定率」と「重度（要介護3～要介護5）認定率」の状況をみると、軽度認定率、重度認定率のいずれも全国・県平均を下回っています。

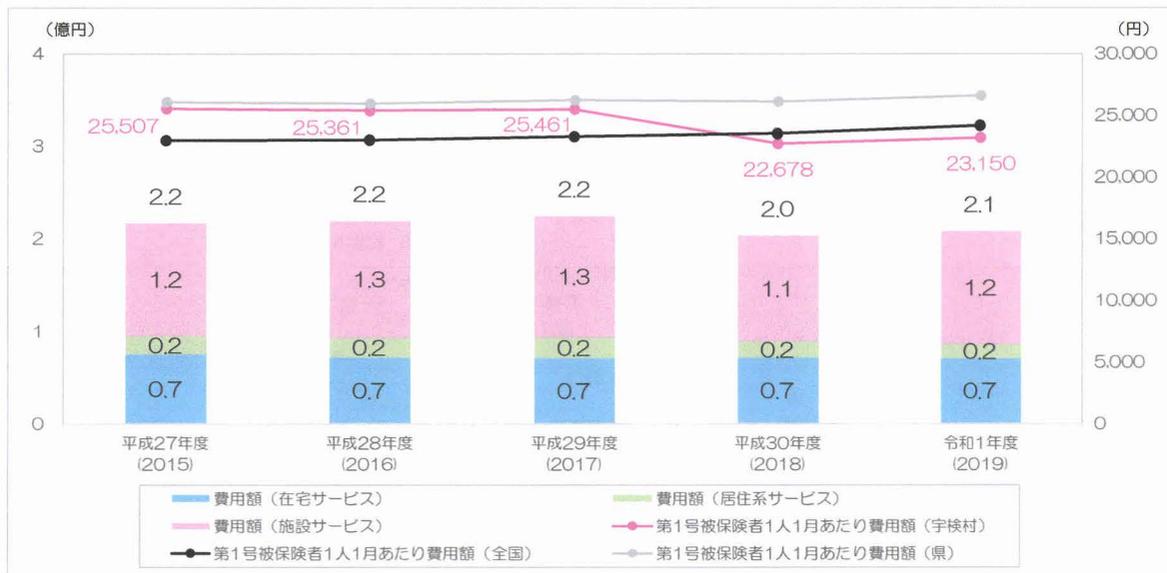


出典：見える化システム

※ 調整済み認定率指標は、「どの地域も全国平均と全く同じ第1号被保険者の性・年齢構成である」と仮定した上で算出しているため、実際の認定率の分布状況とは異なります。

## 6 介護費用額及び第1号被保険者1人1月当たり費用額の推移

本村の介護費用額は約2億円で推移しています。また、令和1年度の第1号被保険者1人1月当たり費用額は23,150円で、全国・県平均を下回っています。



出典：見える化システム

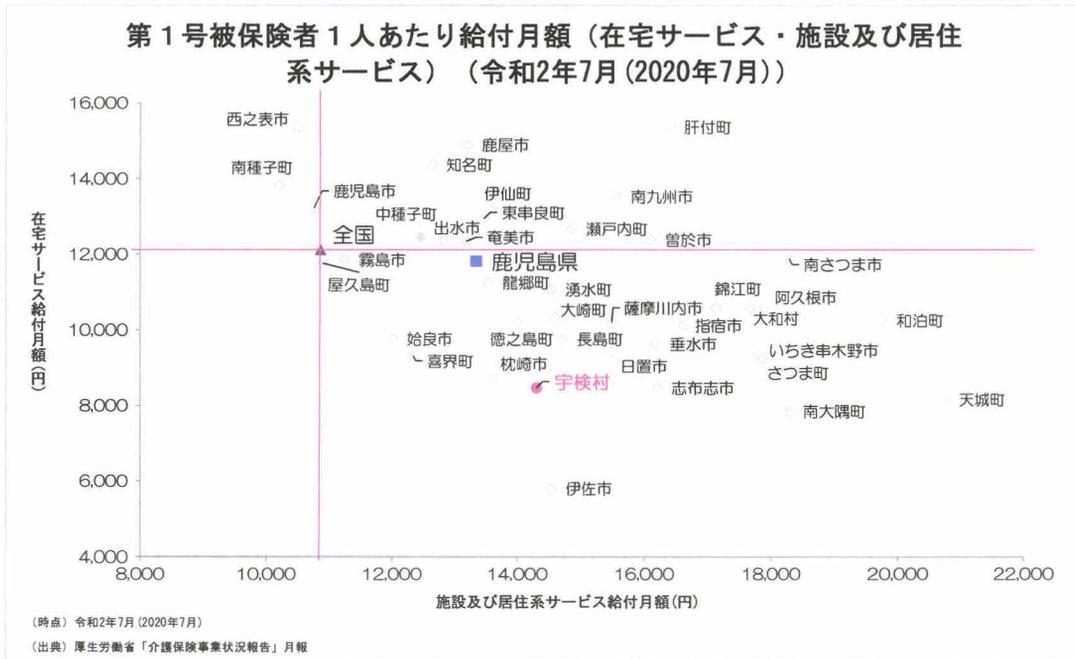
### ※「施設サービス」、「居住系サービス」、「在宅サービス」の内訳

指標名	含まれるサービス
施設サービス	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設
居住系サービス	認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護
在宅サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与、特定福祉用具購入費、住宅改修費、介護予防支援・居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

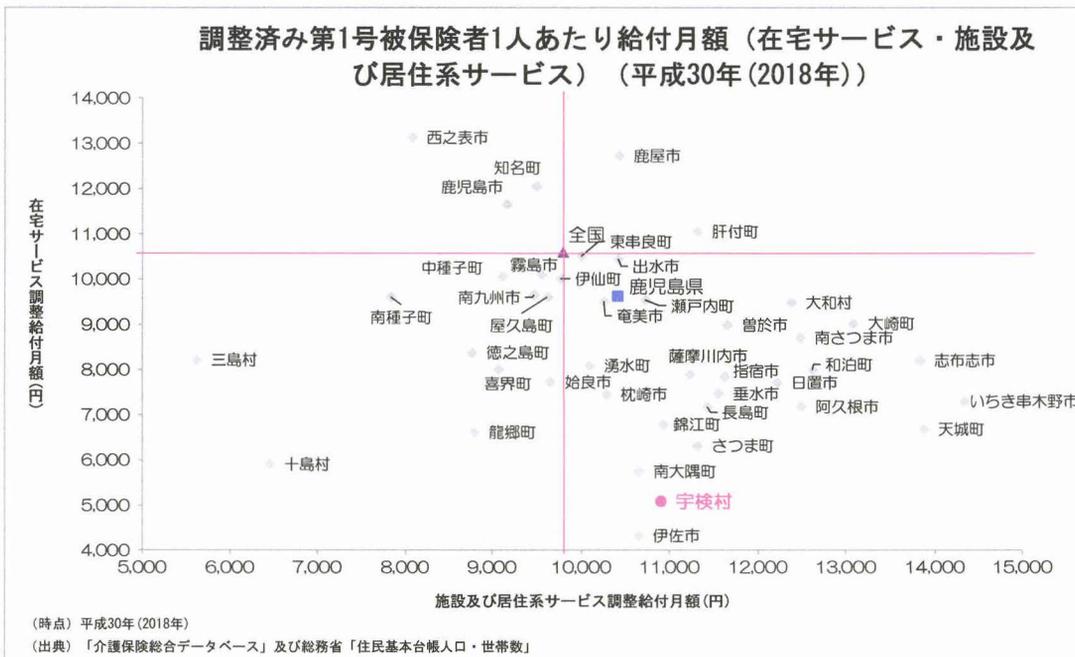
## 7 第1号被保険者1人あたり給付月額分布（保険者比較）

第1号被保険者1人あたり給付月額の状況をみると、調整なし・調整済みのいずれも在宅サービス給付月額が全国・県平均を下回っている一方、施設及び居住系サービス給付月額が全国・県平均を上回っています。

【調整なしの分布】



【調整済みの分布】

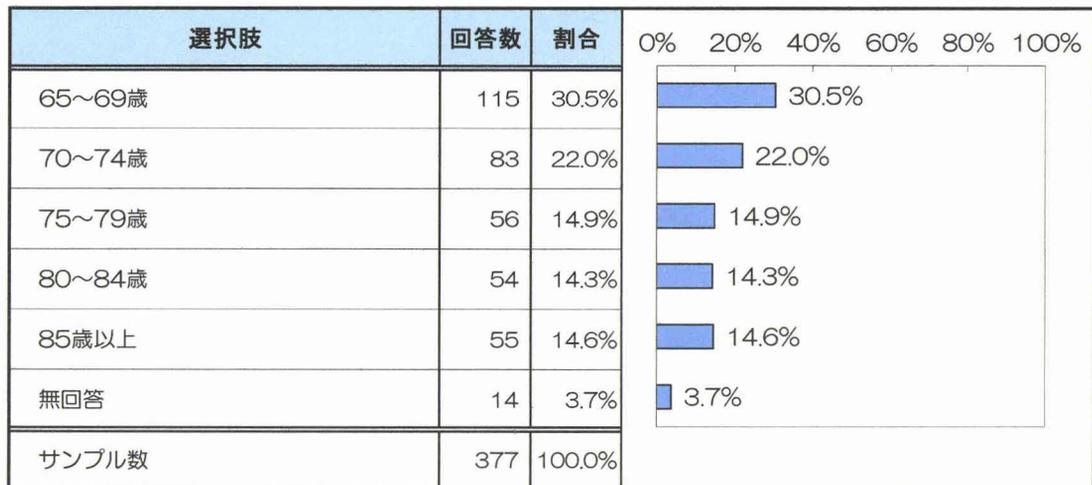


出典：見える化システム

## 8 高齢者等実態調査からみる本村の状況

### (1) 調査結果 (一般高齢者調査 抜粋)

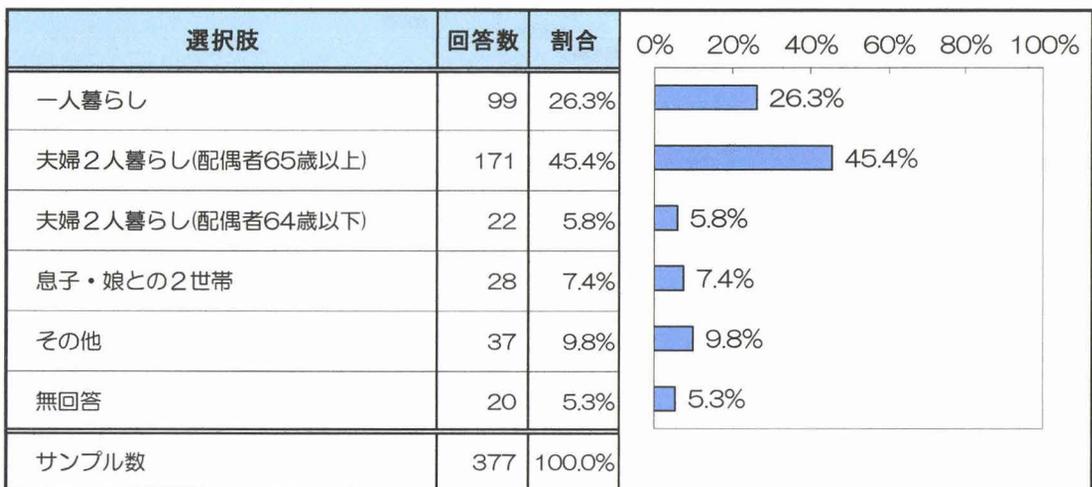
#### ① 年齢



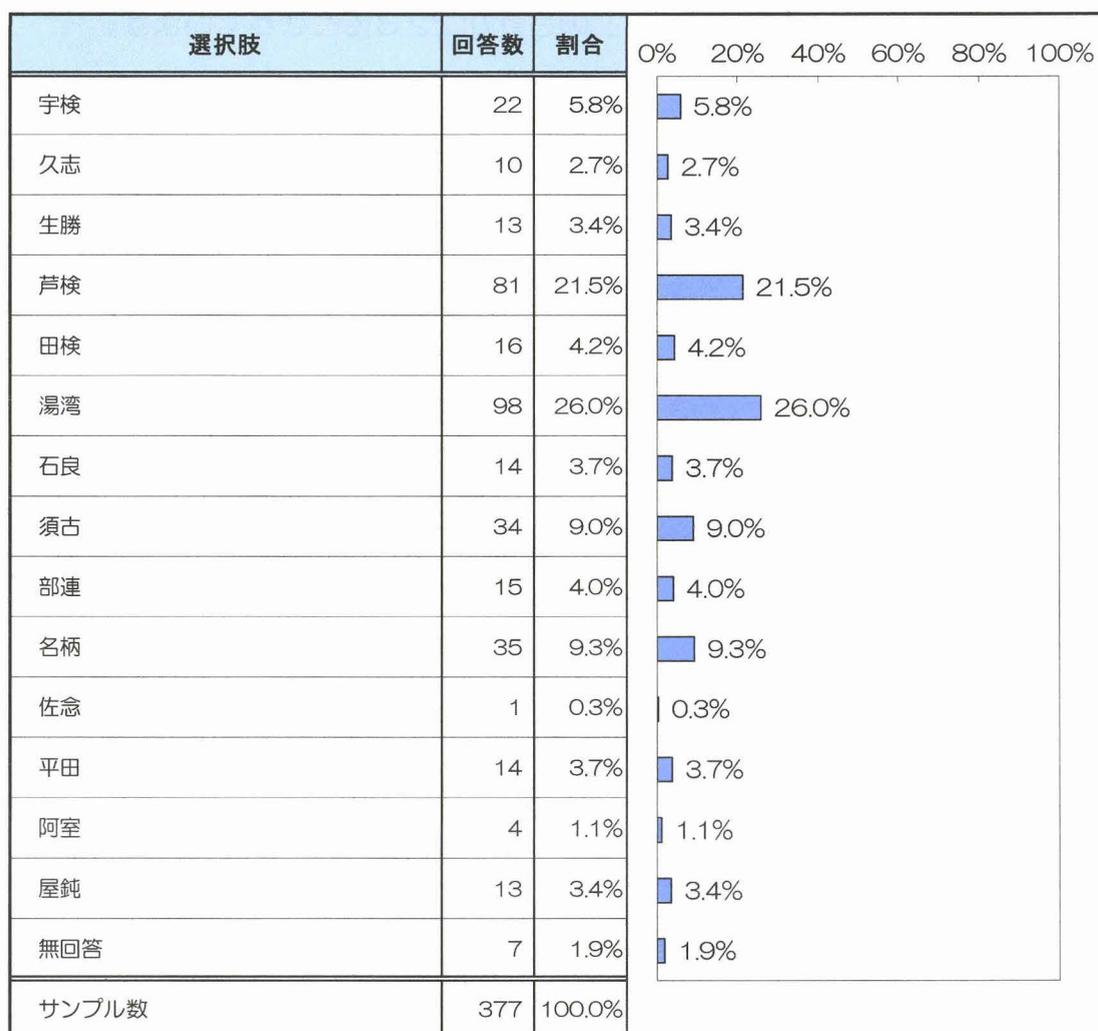
#### ② 性別



#### ③ 家族構成

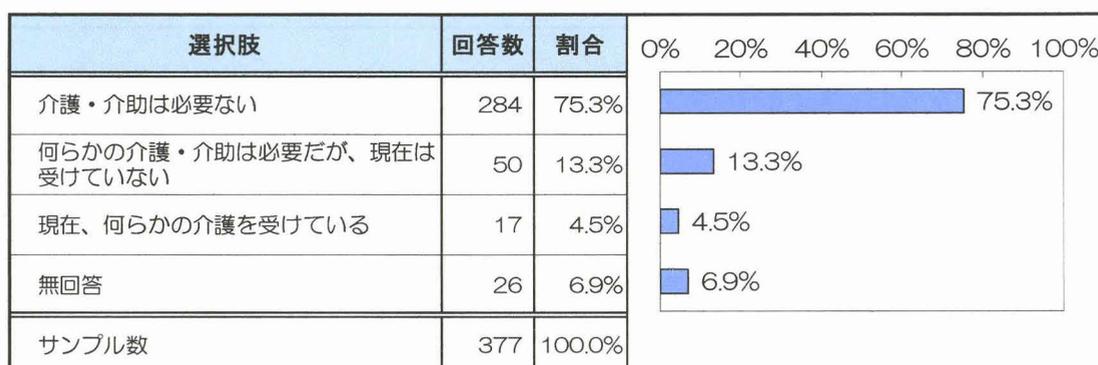


## ④ 居住集落



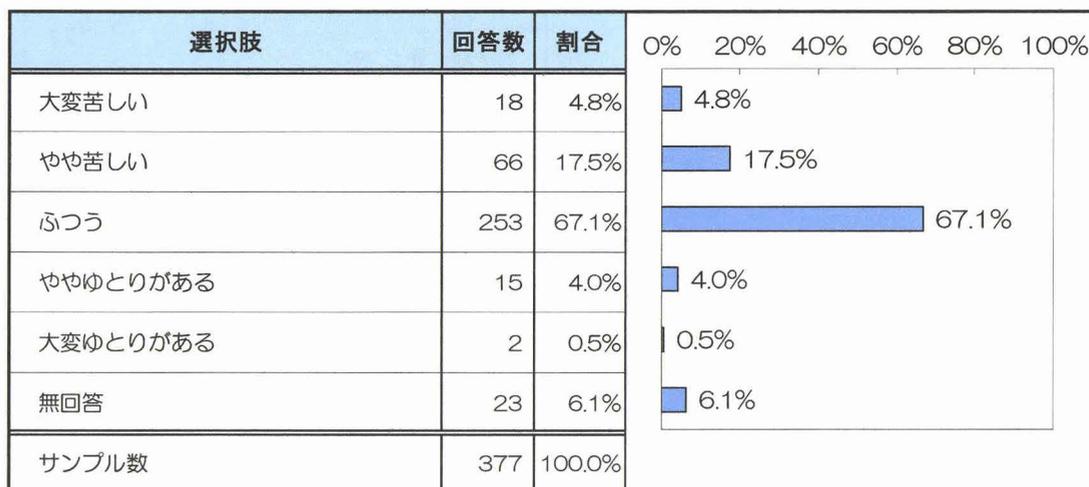
## ⑤ 介護・介助の必要性

「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」、「現在、何らかの介護を受けている」の合計が 17.8%となっています。



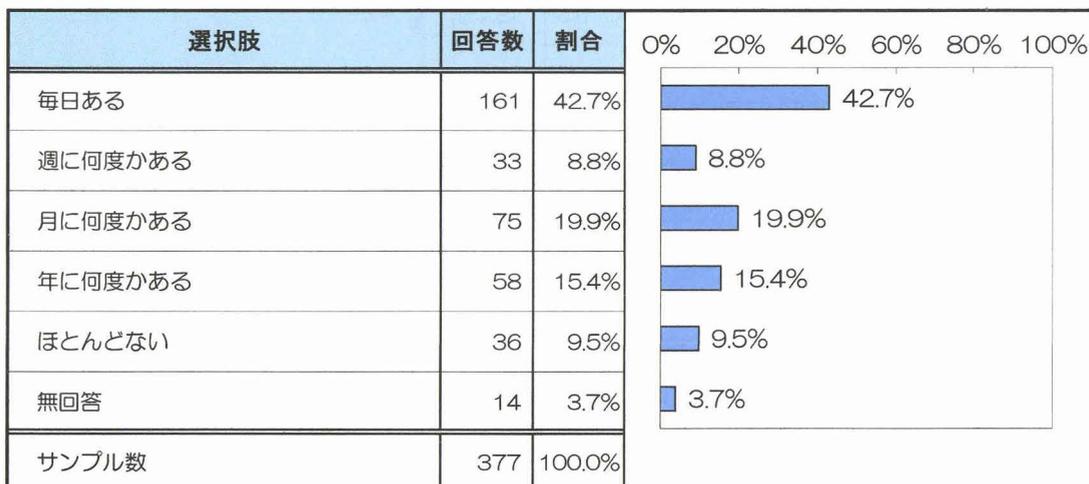
⑥ 経済的にみた現在の暮らしの状況

「大変苦しい」、「やや苦しい」の合計が22.3%となっています。

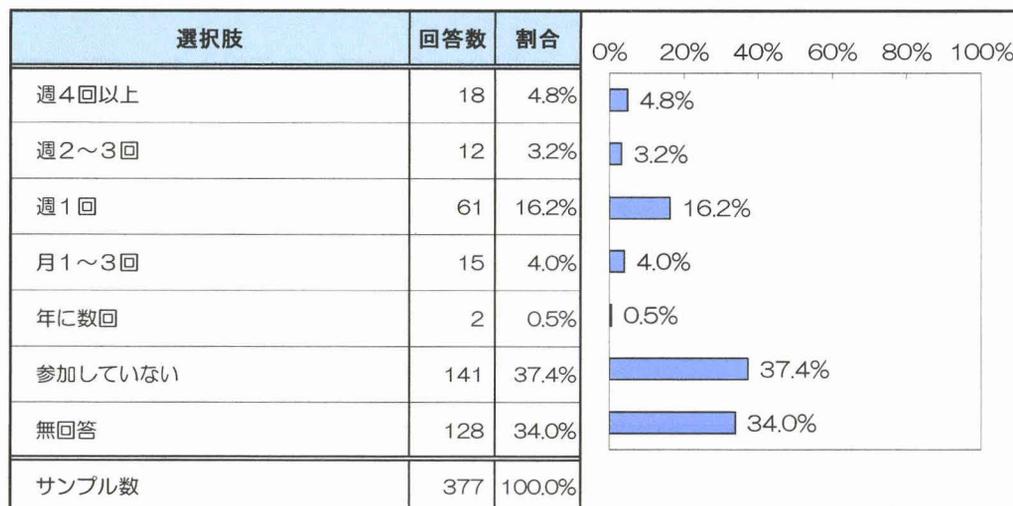


⑦ だれかと食事を共にする機会があるか

「ほとんどない」が9.5%となっています。

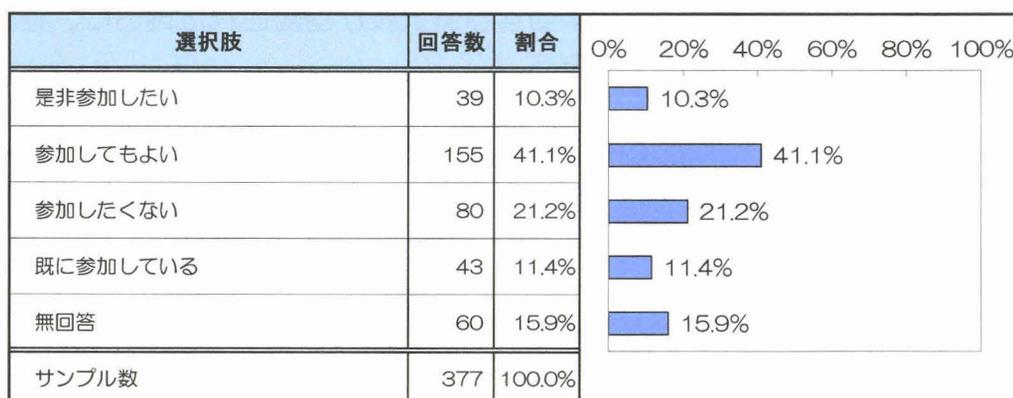


- ⑧ 「いきいきどうくさ体操」などの介護予防のための通いの場に参加しているか「参加していない」が37.4%となっています。



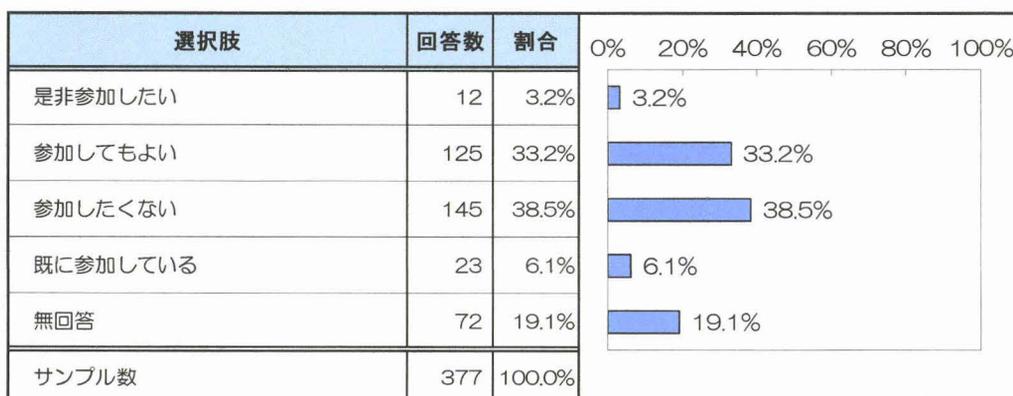
- ⑨ 住民主体のグループ活動への参加意向

「既に参加している」が11.4%となっています。また、「是非参加したい」、「参加してもよい」の合計が51.4%となっています。



- ⑩ 住民主体のグループ活動での企画・運営（お世話役）の意向

「既に参加している」が6.1%となっています。また、「是非参加したい」、「参加してもよい」の合計が36.4%となっています。

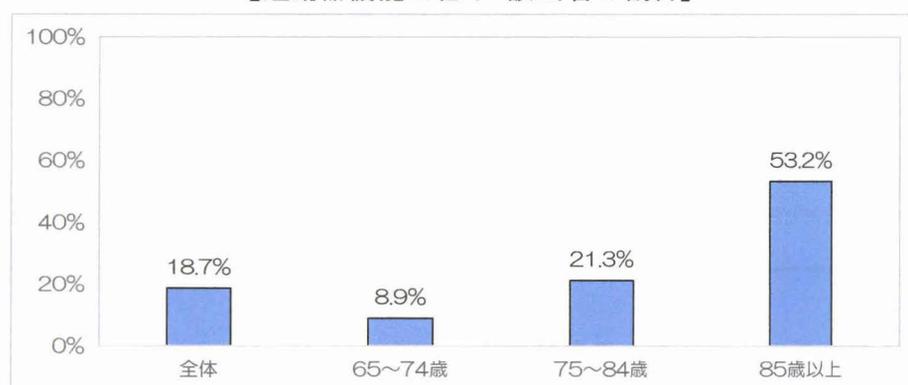


(2) 主な判定結果（一般高齢者調査判定結果）

① 運動器機能の低下

運動器機能の低下に該当する人の割合は全体で 18.7%となっています。  
年代別にみると 85 歳以上が 53.2%で最も高くなっています。

【運動器機能の低下 該当者の割合】



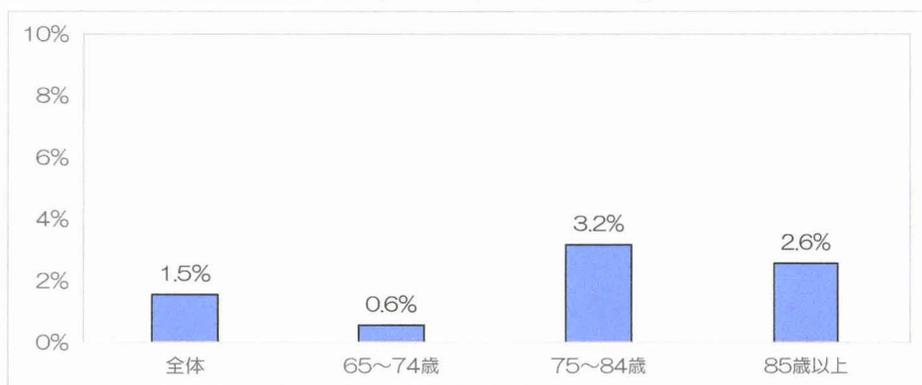
以下の設問のうち3問以上、該当する選択肢が回答された場合に、運動器機能が低下していると判定しています。

設問内容	該当する選択肢
階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	3. できない
椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	3. できない
15分位続けて歩いていますか	3. できない
過去1年間に転んだ経験がありますか	1. 何度もある 2. 1度ある
転倒に対する不安は大きいですか	1. とても不安である 2. やや不安である

## ② 低栄養状態

低栄養状態に該当する人の割合は全体で 1.5%となっています。  
年代別にみると 75～84 歳が 3.2%で最も高くなっています。

【低栄養状態 該当者の割合】



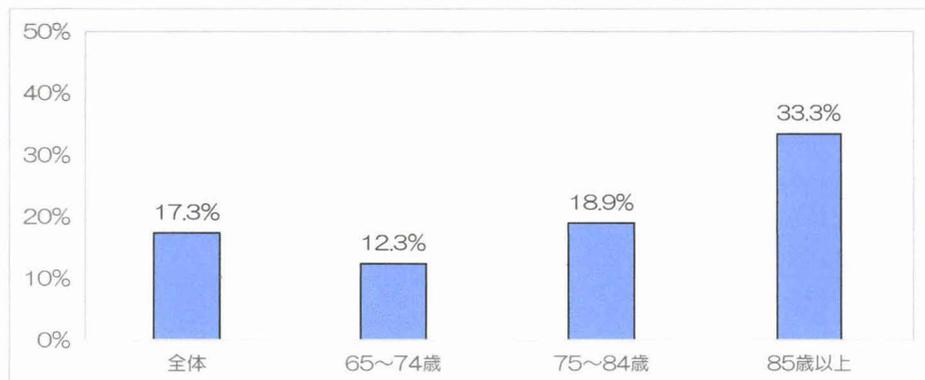
身長・体重から算出されるBMI (体重 (kg) ÷ {身長 (m) × 身長 (m)})  
が 18.5 以下で、下記の設問で該当する選択肢が回答された場合に低栄養状態  
にあると判定しています。

設問内容	該当する選択肢
身長・体重	( ) cm ( ) kg
6 か月間で 2～3 kg 以上の体重減少がありましたか	1. 減少があった

## ③ 口腔機能の低下

口腔機能の低下に該当する人の割合は全体で 17.3%となっています。  
年代別にみると 85 歳以上が 33.3%で最も高くなっています。

【口腔機能の低下 該当者の割合】



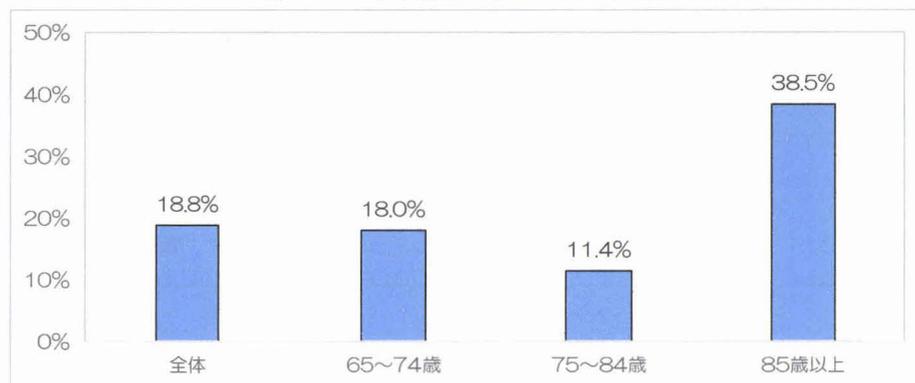
以下の設問のうち2問以上、該当する選択肢が回答された場合に、口腔機能が低下していると判定しています。

設問内容	該当する選択肢
半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1. はい
お茶や汁物等でむせることがありますか	1. はい
口の渇きが気になりますか	1. はい

#### ④ 閉じこもり傾向

閉じこもり傾向に該当する人の割合は全体で 18.8%となっています。年代別にみると 85 歳以上が 38.5%で最も高くなっています。

【閉じこもり傾向 該当者の割合】



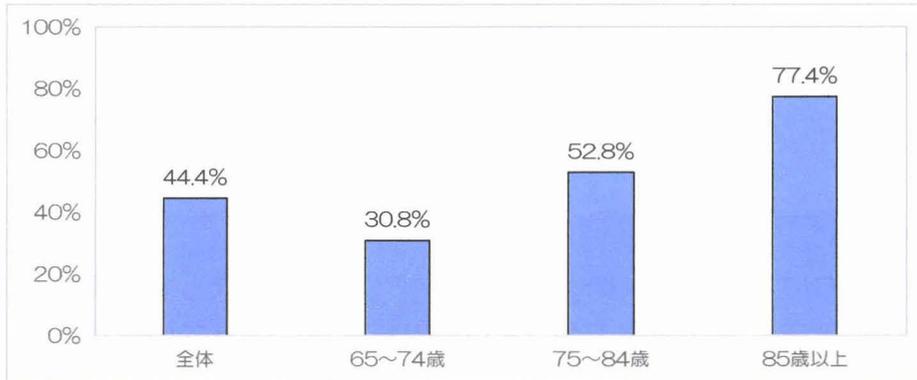
以下の設問で、該当する選択肢が回答された場合に、閉じこもり傾向にあると判定しています。

設問内容	該当する選択肢
週に1回以上は外出していますか	1. ほとんど外出しない 2. 週1回

## ⑤ 認知機能の低下

認知機能の低下に該当する人の割合は全体で44.4%となっています。年代別にみると85歳以上が77.4%で最も高くなっています。

【認知機能の低下 該当者の割合】



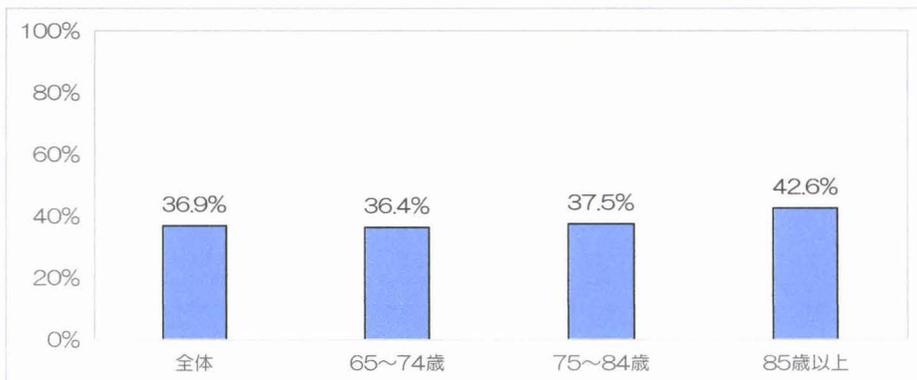
以下の設問で、該当する選択肢が回答された場合に、認知機能が低下していると判定しています。

設問内容	該当する選択肢
物忘れが多いと感じますか	1. はい

## ⑥ うつ傾向

うつ傾向に該当する人の割合は全体で36.9%となっています。年代別にみると85歳以上が42.6%で最も高くなっています。

【うつ傾向 該当者の割合】



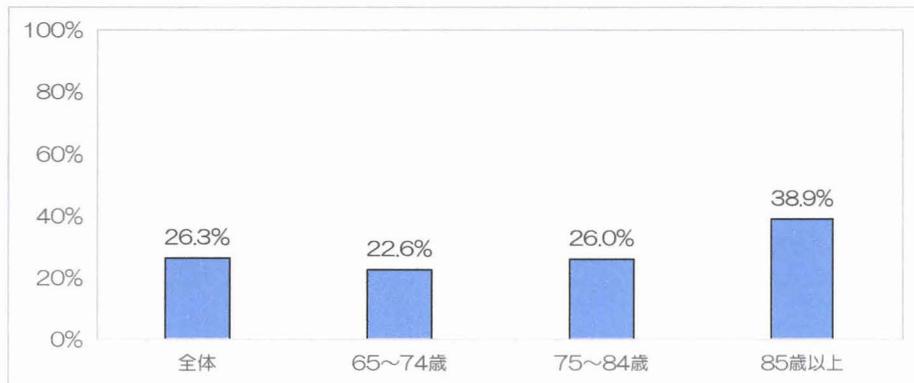
以下の設問でいずれか1問でも、該当する選択肢が回答された場合に、うつ傾向にあると判定しています。

設問内容	該当する選択肢
この1か月間、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりすることがありましたか	1. はい
この1か月間、どうしても物事に対して興味がわかない、あるいは心から楽しめない感じがよくありましたか	1. はい

### ⑦ 転倒リスク

転倒リスクに該当する人の割合は全体で26.3%となっています。年代別にみると85歳以上が38.9%で最も高くなっています。

【転倒リスク 該当者の割合】



以下の設問で、該当する選択肢が回答された場合に転倒リスクがあると判定しています。

設問内容	該当する選択肢
過去1年間に転んだ経験がありますか	1. 何度もある 2. 1度ある

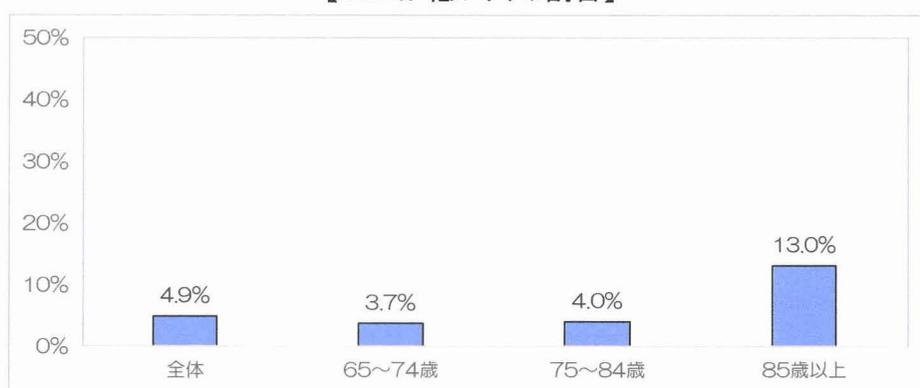
## ⑧ IADL（手段的日常生活能力）

手段的日常生活動作（IADL）は「掃除・料理・洗濯・買い物などの家事や交通機関の利用、電話対応などのコミュニケーション、スケジュール調整、服薬管理、金銭管理、趣味」などの複雑な日常生活動作のことを指します。

IADLが低い人の割合は全体で4.9%となっています。

年代別にみると85歳以上が13.0%で最も高くなっています。

【IADLが低い人の割合】

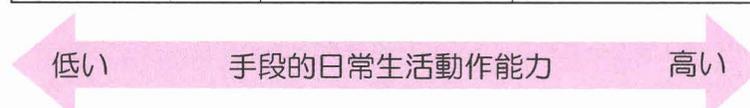


以下の設問で、該当する選択肢が回答された場合に各1点とし、その合計点数で評価を行いました。

設問内容	該当する選択肢
バスや電車を使って1人で外出していますか (自家用車でも可)	「1. できるし、している」又は 「2. できるけどしていない」に1点
自分で食品・日用品の買物をしていますか	
自分で食事の用意をしていますか	
自分で請求書の支払いをしていますか	
自分で預貯金の出し入れをしていますか	

【合計点数 判定基準】

0～3点	4点	5点
低い	やや低い	高い



(3) 全国推計値との比較

全国推計値と比較して、「介護が必要だが現在は受けていない」高齢者の割合が5.0ポイント上回っています。

また、だれかと食事を共にする機会が「ほとんどない」高齢者の割合が2.1ポイント、「年に何度かある」高齢者の割合が3.8ポイント上回っています。

	指標内容	宇検村	全国推計値
1	介護が必要な高齢者の割合	4.5%	7.8%
2	介護が必要だが現在は受けていない高齢者の割合	13.3%	8.3%
3	現在の暮らしが苦しい高齢者の割合	22.3%	30.1%
4	だれかと食事を共にする機会が「ほとんどない」高齢者の割合	9.5%	7.4%
5	だれかと食事を共にする機会が「年に何度かある」高齢者の割合	15.4%	11.6%
6	介護予防のための通いの場に参加していない高齢者の割合	37.4%	61.2%
9	地域づくりへの参加意向のある高齢者の割合	51.4%	52.6%
10	地域づくりへのお世話役としての参加意向のある高齢者の割合	36.4%	32.6%
11	運動器機能リスク高齢者の割合	18.7%	17.3%
12	閉じこもりリスク高齢者の割合	18.8%	16.9%
13	認知症リスク高齢者の割合	44.4%	43.1%
14	うつリスク高齢者の割合	36.9%	40.1%
15	転倒リスク高齢者の割合	26.3%	32.4%
16	IADL が低い高齢者の割合	4.9%	8.5%

出典：「見える化」システム

※ 全国推計値は2019年度調査を実施した355市区町村及び2020年度調査を実施した157市区町村の合計512市区町村分の推定値

## 9 第7期計画の進捗状況

### (1) 第1号被保険者数等

計画値とほぼ同等若しくは下回って推移しています。

	実績値		計画値		対計画比(実績値/計画値)	
	H30	R元	H30	R元	H30	R元
第1号被保険者数 (人)	716	724	715	725	100.1%	99.9%
要介護認定者数 (人)	116	119	129	128	89.9%	93.0%
要介護認定率 (%)	16.2	16.4	18.0	17.7	89.8%	93.1%
総給付費 (円)	183,136,393	187,239,561	199,169,000	201,629,000	92.0%	92.9%
施設サービス (円)	103,000,738	109,601,442	120,538,000	120,592,000	85.5%	90.9%
居住系サービス (円)	15,789,573	13,859,127	16,499,000	16,506,000	95.7%	84.0%
在宅サービス (円)	64,346,082	63,778,992	62,132,000	64,531,000	103.6%	98.8%
第1号被保険者1人あたり給付費 (円)	255,777.1	258,618.2	278,558.0	278,109.0	91.8%	93.0%

出典：見える化システム

### (2) 各サービスの総給付費

居住系サービスの認知症対応型共同生活介護、在宅サービスの訪問介護、福祉用具貸与が計画値を上回って推移しています。

	実績値		計画値		対計画比(実績値/計画値)	
	H30	R元	H30	R元	H30	R元
施設サービス						
小計 (円)	103,000,738	109,601,442	120,538,000	120,592,000	85.5%	90.9%
介護老人福祉施設 (円)	88,706,299	104,291,685	112,316,000	112,367,000	79.0%	92.8%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (円)	0	0	0	0	-	-
介護老人保健施設 (円)	14,294,439	5,309,757	8,222,000	8,225,000	173.9%	64.6%
介護医療院 (円)	0	0	0	0	-	-
介護療養型医療施設 (円)	0	0	0	0	-	-
居住系サービス						
小計 (円)	15,789,573	13,859,127	16,499,000	16,506,000	95.7%	84.0%
特定施設入居者生活介護 (円)	10,023,246	7,991,460	13,828,000	13,834,000	72.5%	57.8%
地域密着型特定施設入居者生活介護 (円)	0	0	0	0	-	-
認知症対応型共同生活介護 (円)	5,766,327	5,867,667	2,671,000	2,672,000	215.9%	219.6%
在宅サービス						
小計 (円)	64,346,082	63,778,992	62,132,000	64,531,000	103.6%	98.8%
訪問介護 (円)	8,540,303	6,124,704	4,045,000	4,079,000	211.1%	150.2%
訪問入浴介護 (円)	0	0	0	0	-	-
訪問看護 (円)	648,108	1,360,380	1,202,000	1,226,000	53.9%	111.0%
訪問リハビリテーション (円)	301,302	57,438	0	0	-	-
居宅療養管理指導 (円)	483,273	459,927	0	0	-	-
通所介護 (円)	166,379	2,031,510	0	0	-	-
地域密着型通所介護 (円)	28,215,921	30,454,488	33,381,000	34,733,000	84.5%	87.7%
通所リハビリテーション (円)	560,322	453,249	0	0	-	-
短期入所生活介護 (円)	13,628,017	11,682,479	13,978,000	14,740,000	97.5%	79.3%
短期入所療養介護(老健) (円)	1,145,376	547,938	0	0	-	-
短期入所療養介護(病院等) (円)	0	0	0	0	-	-
福祉用具貸与 (円)	2,872,766	2,748,430	2,374,000	2,652,000	121.0%	103.6%
特定福祉用具販売 (円)	32,265	240,179	0	0	-	-
住宅改修 (円)	272,790	415,980	0	0	-	-
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (円)	0	0	0	0	-	-
夜間対応型訪問介護 (円)	0	0	0	0	-	-
認知症対応型通所介護 (円)	0	0	0	0	-	-
小規模多機能型居宅介護 (円)	0	0	0	0	-	-
看護小規模多機能型居宅介護 (円)	0	0	0	0	-	-
介護予防支援・居宅介護支援 (円)	7,479,260	7,202,290	7,152,000	7,101,000	104.6%	101.4%

出典：見える化システム

## 第3章 基本理念・基本的視点

### 1 基本理念

本村に住む人々が、生涯心身ともに健康で、生きがいや楽しみのある生活を送り、介護が必要になっても一人ひとりが尊厳を持ちながら、いきいきと住み続けられるむらづくりを推進するため第7期計画の基本理念を継承し下記のとおり定め、村民・事業者・関係者等と連携しながら、その実現に努めていきます。

#### 【基本理念】

「住民の自分らしい生き方を支える村づくり」

### 2 基本的視点

本計画の基本理念に向けた取組を進めるために、5つの基本的視点を掲げ施策を総合的に推進していきます。

#### 【基本的視点】

- 1 介護予防・健康づくり施策の充実・推進
- 2 地域共生社会の実現
- 3 尊厳が守られる暮らしの実現
- 4 安心・安全な暮らしの実現
- 5 介護保険事業の適切な運営

**(1) 介護予防・健康づくり施策の充実・推進**

住み慣れた地域において、高齢者ができるだけ健康を保ち、元気にいきいきと暮らし続けることができるよう、健康寿命の延伸に向けた取組を強力に推進するとともに、介護予防・重度化防止の推進や生活支援の充実を図ります。

また、高齢者が元気で生きがいのある暮らしを送ることができるよう、高齢者の社会活動への参加を支援します。

**(2) 地域共生社会の実現**

今後高齢化が一層進む中で、高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムは、地域共生社会（高齢者介護、障がい福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会のつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことができる包摂的な社会）の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、一層の推進を図ります。

また、認知症施策を推進し、認知症高齢者やその家族を地域で支える体制づくりの充実を図ります。

**(3) 尊厳が守られる暮らしの実現**

介護が必要な状態となっても、その人らしい暮らしを自分の意思で送ることができるよう、高齢者の権利や生活を守る権利擁護を推進するとともに、高齢者の尊厳を守るため、家族や地域の関係者などと連携した高齢者虐待の早期発見・早期対応に取り組みます。

**(4) 安心・安全な暮らしの実現**

高齢者が住み慣れた地域において、安全で安心して暮らすことができるよう、関係機関との連携のもと、高齢者への地域での見守りや交通安全活動の推進、消費者被害の防止のほか、災害時等における支援や感染症対策の取組を進めます。

**(5) 介護保険事業の適切な運営**

介護や支援が必要になっても、状態に応じ適切な介護保険サービス等を利用することで健康状態を維持し、生活の質の向上を図ることができるよう、引き続き介護保険事業の適切な運営を図り、サービスの安定的な提供を図ります。

### 3 施策の体系

【 基本理念 】

「住民の自分らしい生き方を支える村づくり」

【 基本的視点 】

- 1 介護予防・健康づくり施策の充実・推進
- 2 地域共生社会の実現
- 3 尊厳が守られる暮らしの実現
- 4 安心・安全な暮らしの実現
- 5 介護保険事業の適切な運営



#### 高齢者保健福祉サービス

- 1 健康づくりの推進
- 2 地域生活の支援
- 3 安心・安全の暮らしづくり
- 4 社会参加・生きがいづくり

#### 地域支援事業

- 1 介護予防・日常生活支援総合事業
- 2 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）
- 3 包括的支援事業（社会保障充実分）
- 4 任意事業

#### 介護保険サービス

- 1 居宅サービス等・介護予防サービス等
- 2 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス
- 3 施設サービス

## 4 事業の体系



## 介護保険サービス

### 1 居宅サービス等・介護予防サービス等

- (1) 訪問介護
- (2) 介護予防訪問入浴介護・訪問入浴介護
- (3) 介護予防訪問看護・訪問看護
- (4) 介護予防訪問リハビリテーション・訪問リハビリテーション
- (5) 介護予防居宅療養管理指導・居宅療養管理指導
- (6) 通所介護
- (7) 介護予防通所リハビリテーション・通所リハビリテーション
- (8) 介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護
- (9) 介護予防短期入所療養介護・短期入所療養介護
- (10) 介護予防福祉用具貸与・福祉用具貸与
- (11) 介護予防福祉用具購入費・福祉用具購入費
- (12) 介護予防住宅改修・住宅改修
- (13) 介護予防特定施設入居者生活介護・特定施設入居者生活介護
- (14) 介護予防支援・居宅介護支援

### 2 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス

- (1) 介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護
- (2) 地域密着型通所介護

### 3 施設サービス

- (1) 介護老人福祉施設
- (2) 介護老人保健施設
- (3) 介護医療院
- (4) 介護療養型医療施設

## 第4章 高齢者保健福祉サービス

### 1 健康づくりの推進

健康寿命の延伸、生活習慣病の発症予防と重症化予防、生活の質の向上の実現を目指した取組を推進していきます。

#### (1) 健康教育

事業概要	40歳以上の住民を対象に、生活習慣病の予防や健康増進など、健康に関する正しい知識の普及を図る事により、「自分の健康は自ら守る」という認識と自覚を高め、壮年期からの健康の保持増進に資する事を目的に実施しています。
実施状況	各種検診やイベント時において、生活習慣病予防・健康の保持増進に関する周知・広報を実施しています。また、個人へのインセンティブを活用し、若年層から幅広い世代が健康づくりに関心をもち取り組める環境を整えています。
今後の方向性	検診や教室、イベント時に健康作り、生活習慣病に関する周知広報をし、村内にある企業や事業所とも協力しながら健康教育の場の確保や介護予防も意識した健康づくりに関する情報を提供していきます。

#### (2) 健康相談

事業概要	40歳以上の住民を対象に、心身の健康に関する個別の相談に応じ必要な指導及び助言を行い、日常生活における健康管理に資する事を目的に実施しています。
実施状況	検診の結果返却時や、各種教室、イベント、窓口など随時健康相談に応じています。
今後の方向性	健診の結果報告会や窓口において健康相談に応じていきます。また、必要時には訪問を行い対応します。

#### (3) 歯周疾患検診

事業概要	40歳以上の住民を対象に、歯周病や歯の喪失を予防する事により、高齢期においても健康を維持し、日常生活の質を向上させることを目的に実施します。
実施状況	40歳以上で年度内に40歳・50歳・60歳・70歳になる方に受診券を送付し受診勧奨し、個別健診にて実施しています。

今後の方向性	<p>年度初めの受診勧奨だけでなく、FM うけん、SNS や各種リーフレット等を活用し、健康教室等でも口の健康の大切さを伝えながら、受診者を増やし、疾患の発見、健康自立の向上につなげることで、快適な高齢期を迎えることができるよう支援していきます。</p>
--------	---

#### (4) 骨粗しょう症検診

事業概要	<p>骨量の減少や骨質の劣化を早期に発見し、骨が弱くなって、骨折や骨の変形を起こしやすくなる骨粗しょう症を予防する検診です。</p>
実施状況	<p>年に2回、女性検診や特定健診と同日に実施しています。40歳～70歳で年度内に40歳から5歳刻みで節目を迎える方に受診券を送付し受診勧奨しています。</p>
今後の方向性	<p>年度初めの受診勧奨だけでなく、FM うけん、SNS や各種リーフレット等を活用し、健康教室等でも骨粗鬆症予防の大切さを伝えながら、受診者を増やし、早期に骨量減少者を発見し、健康自立の向上につなげることで、快適な高齢期を迎えることができるよう支援していきます。</p>

#### (5) がん検診

事業概要	<p>がんの早期発見、早期治療を目的に、胃がん、肺がん、乳がん、子宮がん、大腸がん等の各種検診を行います。胃がん、肺がん、大腸がん検診は40歳以上、乳がん検診は40歳以上の女性、子宮がん検診は20歳以上の女性が対象となります。</p>
実施状況	<p>各種がん検診を実施し、がんの早期発見・早期治療につなげています。40～50歳代の働き盛り世代の受診率が低く、末期がん患者も増加傾向にあります。</p>
今後の方向性	<p>広報紙やFM うけん、SNS や各種リーフレット等を活用し、がん検診の必要性を普及啓発していき、受診率向上に努めていきます。また、働き盛りの世代の方へICTを用いた受診案内・勧奨を実施していきます。</p>

#### (6) 訪問指導

事業概要	<p>心身の状況や置かれている環境等に照らし、療養上の保健指導が必要な住民を対象に、保健師等が本人とその家族に必要な指導と心身機能の低下の防止、健康の保持・増進を図る目的で実施しています。</p>
実施状況	<p>健診後の保健指導や重複頻回受診者、重複・頻回・多剤服薬者、未受診者（医療機関・健診）、要医療者を対象に専門職が訪問し、状況確認と保健指導を行っています。</p>
今後の方向性	<p>村の健康課題である脳卒中に関連する生活習慣病予防、重症化予防を中心に持続可能な医療保険制度を構築できるよう専門職による必要な訪問指導を実施していきます。</p>

## (7) リハビリテーション提供体制の整備

実施状況	<p>住民主体による「いきいきどくさ体操」において、理学療法士、歯科衛生士、管理栄養士、健康運動指導士の派遣を依頼しています。また、通所型サービスCや自立支援型個別ケア会議に理学療法士の派遣を依頼しています。</p>
今後の方向性	<p>リハビリテーションによって、単なる心身機能等向上のための機能回復訓練のみではなく、潜在する能力を最大限に発揮させ、日常生活の活動能力を高めて家庭や社会への参加を可能にし、自立を促すことが重要です。</p> <p>このため、心身機能や生活機能の向上といった高齢者個人への働きかけはもとより、地域や家庭における社会参加の実現等も含め、生活の質の向上を目指すため、国や県と連携し、要介護者等に対するリハビリテーションに係るサービスが計画的に提供されるよう取り組みます。</p>

## 2 地域生活の支援

ひとり暮らしや高齢者世帯の見守りとともに、健康でいつまでも自立した生活を送ることができるよう、地域や生活の実情に応じた様々なサービスを提供し、高齢者福祉の向上に努めます。

### (1) 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制整備事業

事業概要	個人や世帯が抱える複合化、複雑化した課題に対して、村が包括的な支援を進めるため、①本人・世帯の属性にかかわらず受け止める「断らない相談支援」、②社会とのつながりを回復する「参加支援」、③地域における多世代の交流を確保する「地域づくりに向けた支援」の3つを一体的に進める事業です。
実施状況	令和元年度よりモデル事業として取り組んでいます。看護師を配置し、世代や属性を問わない訪問により、なかなかSOSを出せない「困っている人」を把握し、さまざまな集いの場の開催により社会参加を支援しています。
今後の方向性	既存の事業の取組やモデル事業の内容を踏まえ、令和3年度に地域福祉計画を策定します。また、策定プロセスを重視し、住民参画・多分野協働の基盤をつくります。

### (2) 地域組織活動への協力支援「見守りネットワーク体制整備事業」

事業概要	地域における高齢者の見守り体制を構築するために民生委員や見守りボランティアの組織の強化を図り、普段の見守りだけでなく、いざという時に活用できる見守りマップや名簿等を作成支援しています。また、それぞれの集落における課題を自分達で解決できるように一緒に考え、後方支援を行う事で、地域のネットワークの強化を図っています。					
実施状況	社会福祉協議会が年1回、見守りボランティアと消防、地域包括支援センターと情報共有を行っています。また、令和元年度より社会福祉協議会に委託し、「支え合いマップづくり」と「みべえかべ座談会」を実施しています。					
今後の方向性	「支え合いマップづくり」及び「みべえかべ座談会」を引き続き開催し、住民自らが集落の課題に気づき、解決に向けて動き出す支援を行っていきます。					
実績及び見込み	実績		見込み	見込み数		
	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施集落数	2集落	4集落	8集落	7集落	7集落	7集落

(3) 地域組織活動への協力支援「自主組織活動への協力支援」

事業概要	各集落において自主活動を行う方々の後方支援を行う事業です。					
実施状況	老人クラブ等からの出前講座依頼を受け、保健師が健康教育を行っています。また、年に1回見守りボランティアの方々との情報交換を行っています。					
今後の方向性	ポイントアップ事業の積極的な活用や、サロン助成金等の設置も考慮し、自主運営が継続しやすい環境を整えていきます。					
実績及び見込み	実績		見込み	見込み数		
	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数	14回	14回	14回	14回	14回	14回

(4) 在宅高齢者等緊急通報システム

事業概要	おおむね65歳以上で、突発的に生命に危険な症状の発生する疾病（重度心疾患、重度高血圧症、重度喘息等）の方へ緊急通報システムを設置する事業です。					
実施状況	日常生活の安全を確保することを目的とし、急病や事故などの緊急の際、大島地区消防組合通信指令室に通報できる緊急通報システムの設置を行なっています。					
今後の方向性	在宅高齢者等の日常生活の安全・安心を確保するため、継続して実施していきます。					
実績及び見込み	実績		見込み	見込み数		
	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数	3人	0人	3人	3人	3人	3人

(5) 家族介護用品支給事業

事業概要	在宅で高齢者（要介護4及び要介護5の認定を受けている方等）を介護している家族に対して、紙おむつ等の介護用品を支給し、精神的・経済的負担の軽減を図る事を目的とした事業です。（在宅の高齢者、介護人ともに住民税非課税世帯の場合が対象）					
実施状況	在宅で介護を行っている介護者の負担軽減策が求められている事から、積極的に周知広報を図り、利用者の拡大が必要な状況です。					
今後の方向性	在宅介護を基本とする介護保険事業の目指す姿を達成するため、また、在宅介護者の経済的負担を軽減する上で重要な事業である事から、継続して実施していきます。					

実績及び見込み	実績		見込み	見込み数		
	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数	1人	0人	1人	3人	3人	3人
延べ利用者数	1人	0人	1人	3人	3人	3人

(6) 家族介護手当支給事業

事業概要	在宅の高齢者等（要介護4及び要介護5の認定を受けている方等）を在宅で介護している方に対し、その労をねぎらい、介護手当を支給する事業です。					
実施状況	在宅で介護を行っている介護者の負担軽減策が求められていることから、積極的に周知広報を図り、利用者の拡大が必要となっています。					
今後の方向性	在宅介護を基本とする介護保険事業の目指す姿を達成するため、また、在宅介護者の経済的負担を軽減する上で重要な事業であることから、継続して実施していきます。					
実績及び見込み	実績		見込み	見込み数		
	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数	2人	1人	1人	3人	3人	3人
延べ利用者数	2人	1人	1人	3人	3人	3人

(7) 敬老祝金支給事業

事業概要	年を重ねた高齢者に対して、節目となる年齢に達したときに、敬老祝金を送り、お祝いをする事業です。					
実施状況	村在住で、満100歳に達した方に敬老祝金（50万）を贈呈しています。					
今後の方向性	対象年齢・支給額について、時代に即した検討を行い継続して実施します。					
実績及び見込み	実績		見込み	見込み数		
	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数	0人	0人	0人	3人	5人	4人

(8) 敬老記念品贈呈事業

事業概要	年を重ねた高齢者に対して、節目となる年齢に達したときに、敬老記念品を送り、お祝いする事業です。村内在住の高齢者の長寿を祝福し、敬意を表するため、満70歳・満80歳・満90歳・満95歳以上の高齢者に対し、長寿を祝い、記念品を支給しています。					
実施状況	人口の高齢化により、対象者の増加が見込まれています。					
今後の方向性	対象年齢・支給額について、時代に即した検討を行い継続して実施します。					
実績及び見込み	実績		見込み	見込み数		
	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数		88人	112人	120人	120人	120人
支給総額	268,000円	218,000円	280,000円	300,000円	300,000円	300,000円

(9) 養護老人ホーム

事業概要	65歳以上で、環境上の理由及び経済的な理由により、居宅での生活が困難な方を入所させる施設で、入所者に対する介護保険サービスが円滑に行われるよう、要介護認定を受けるべき入所者の把握等を行い、入所者の処遇に関する計画に基づき、入所者がその有する能力に応じ、自立した生活を営む事ができるように、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導、訓練等を行っています。					
実施状況	本村には、養護老人ホームが整備されておらず、他市町村事業所との委託契約により入所が行われています。					
今後の方向性	引き続き各市町村との委託契約により入所を行っていきます。					
実績及び見込み	実績		見込み	見込み数		
	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用施設数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
入所者数	7人	6人	7人	7人	7人	7人

(10) 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る県との情報連携の強化

今後の方向性	全国的に有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の定員数は大きく増加し、多様な介護需要の受け皿としての役割を担っています。こうした状況を踏まえ、必要に応じて有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の質を確保するとともに、適切にサービス基盤整備を進めるため、県との情報連携を強化します。なお、本村においては本計画期間中の整備は予定していません。
--------	---

### 3 安心・安全の暮らしづくり

高齢者が住み慣れた地域で安心して安全に生活できるよう、生活の質を高める取組や、日常生活の安全性を高めるための取組に努めます。

#### (1) 住みよいむらづくりの推進

実施状況	高齢者にとって、加齢とともに身体機能が低下したり障がいが生じたりする場合でも、安心して、そのまま住み続ける事ができるむらづくりを推進する必要があります。
今後の方向性	「宇検村元気のでる館」や総合スポーツ施設などの利用方法について、今後も教育委員会や担当課と引続き協議し、高齢者・障がい者等が利用しやすい施設整備、学習情報システムの整備等を実施していきます。

#### (2) 交通安全対策

実施状況	交通安全キャンペーンや広報活動の充実に努め、幹線道路及び通学路における歩車道分離促進、ガードレールやカーブミラー等の交通安全施設の計画的整備を図っています。
今後の方向性	高齢者・障がい者等が歩きやすい幹線道路及び通学路における歩車道分離促進、ガードレールやカーブミラー等の交通安全施設の計画的整備を図ります。また、保育所、学校、職場、地域社会などあらゆる機会を捉えた交通安全教育の徹底に努めるとともに、交通安全キャンペーンや広報活動を充実させ、交通安全に対する意識の高揚を図ります。

#### (3) 高齢者の防犯・防災対策

実施状況	地域ぐるみの防犯協力体制の充実に努め、各種の防犯活動の展開や防犯意識の高揚に努めています。また、夜間における犯罪の未然防止と運行の安全確保のため、村民の理解や協力のもと、防犯灯の設置と適切な維持管理を行っています。さらに、自主防災組織のリーダーの育成及び避難訓練等の実施により、地域ぐるみで防災体制の確立に努めています。
今後の方向性	地域ぐるみの防犯・防災協力体制の充実に努め、地域の防犯・防災協力体制をより一層充実させ、各種防犯・防災活動を展開して防犯・防災意識の高揚を図ります。

(4) 高齢者の消費者トラブル対策

実施状況	かごしま消費生活ネット通信から寄せられる情報をもとに、防災無線や村広報紙で被害を防ぐための広報活動を行い、社会福祉施設、民生委員、介護支援専門員等による呼びかけも行っていきます。
今後の方向性	引続き被害を防ぐ呼びかけを行い、高齢者が被害者とならないように消費者トラブル対策を実施していきます。

(5) 災害時における支援を要する高齢者への対策

今後の方向性	避難行動要支援者の避難支援に対する村民への理解を促進し、自助・共助を基本とした地域の安心・安全体制の強化を図ります。また、防災及び福祉関係機関との連携を強化することで、情報伝達や避難支援の体制を整備し、災害時における安全確保に努めます。さらに、日頃から介護事業所等と連携し、防災啓発活動や食料、飲料水、生活必需品等の物資の備蓄・調達状況の確認を行います。
--------	---

(6) 感染症に対する備えと検討

今後の方向性	介護事業所等が感染症発生時においてもサービスを継続するための備えが講じられているかを定期的を確認するとともに、介護事業所等の職員が感染症に対する理解や知見を有した上で業務に当たることができるよう、感染症に対する研修の充実を図ります。また、感染症発生時も含めた県や保健所、協力医療機関等と連携した支援体制を整備します。
--------	--

## 4 社会参加・生きがいづくり

高齢者が単なるサービスの受け手、利用者でなく、高齢者が高齢者を支える仕組みが必要であるとともに、高齢者が生きがいをもって自分らしい生活を継続できることが介護予防につながることから、生きがいづくりのための事業を推進することが必要です。そのため、高齢者が積極的に社会参加できるよう、役割や生きがいを持ち、活躍できる地域づくりを進めます。

### (1) 高齢者元気度アップ・ポイント事業

事業概要	高齢者の健康づくりやボランティア等の社会参加を促進し、健康維持や介護予防への取組を図ることを目的とする事業です。
実施状況	平成 24 年度から開始し、平成 25 年度は 65 歳以上人口 689 人中、300 人の活動を見込みましたが、活動者数 174 人でした。令和元年度は、65 歳以上 729 人中活動者数 339 人であり、毎年増加していますが、集落によって、取組状況に差があります。
今後の方向性	健康診断等により自らの健康づくりへの意識が高まることや健康状態を保ち、悪化防止のために介護予防活動に関心が高まることを期待し、事業を継続実施します。また、より多くの方に活動に参加してもらうため、広報紙、FMうけん等で周知します。

### (2) 高齢者スポーツ事業

事業概要	各集落の高齢者が一同に集い、高齢者に適した運動競技を取り入れたスポーツ大会です。					
実施状況	宇検村老人クラブ連合会と宇検村主催で、毎年 9 月に高齢者スポーツ大会を実施しています。なお、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から開催を中止しました。					
今後の方向性	現在参加している方が、引き続き継続して参加できるように、事業実施の体制を整備していくとともに、新たな参加者を増加させるために魅力的な活動をとおして、自主的な参加の促進に努めていきます。					
実績及び見込み	実績		見込み	見込み数		
	平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
開催回数	2 回	2 回	0 回	2 回	2 回	2 回

## (3) 老人クラブ助成事業

事業概要	<p>全国三大運動「健康・友愛・奉仕」の名のもとに、グラウンドゴルフやウォーキング等の健康づくり活動や園芸・踊り・旅行などの趣味的活動、伝統文化活動を行っています。老人クラブは、高齢者が自らの老後を健康で豊かなものにするための自主的な組織となります。老人クラブ活動助成事業は、高齢者の生きがいと健康、自立、自助、共助、自主的な社会活動の重要性を強調しながら、地域社会における活動を進め、高齢者の社会参加・生きがい対策の推進組織として重要な役割を果たしています。</p>
実施状況	<p>集落単位で、各地区で老人会の奉仕作業や伝統文化の伝承、スポーツ活動等を行っており、村の活性化や福祉政策においても重要な位置づけとなっています。</p>
今後の方向性	<p>令和2年度より自主運営体制で活動しており、活動の積極的な展開や効果的な成果を上げるために、組織育成や会員の加入率向上及び各種指導者養成のための研修充実を図り、会員のニーズや地域の実情に適応した自主性、独創性のある魅力的な活動ができるよう支援します。特に、団塊の世代に対しては、本人の生きがいづくりだけでなく、組織の新たなリーダーとしての役割を担って頂けるよう積極的な周知広報や勧誘を図っていきます。</p>

## (4) 在宅福祉アドバイザー活動促進事業

事業概要	<p>在宅福祉アドバイザーは、高齢者や障がい者など支援を必要とする人々に対し、声かけや安否確認などを行う高齢者等くらし安心ネットワークづくりを促進するために設置され、地域包括ケアシステムの円滑な形成及び効果的な推進を図る事を目的としています。</p>
実施状況	<p>令和元年度現在、各集落で121名の在宅福祉アドバイザーの方が見守り・訪問・地域住民とのふれあい活動への参加の呼びかけを行っており、地域全体で取り組む支え合いの心が醸成されつつあります。災害時の救助支援、遭難、孤立死等の対応が課題となっています。</p>
今後の方向性	<p>関係機関との連携を強化し、高齢者の多様なニーズに対応できる体制づくりを行う事で、在宅福祉アドバイザーが、地域で活動しやすい環境づくりを行っていきます。また、広く周知広報を行っていく事で、村民に親しまれるような存在となるよう支援します。</p>

(5) 生涯学習講座（公民館講座）

事業概要	「宇検村元気の出る館」において、生涯にわたる学習の充実や芸術・文化活動の充実、文化財の保護・継続を目的とした様々な講座を実施しています。
実施状況	住民の意向等を踏まえた講座メニューが実施され、幅広い世代の住民の方が参加されています。しかしながら、近年講座数・受講者数ともに減少傾向にあるため、現在の各講座を継続させながら、新たな講座の実施を検討する必要があります。
今後の方向性	住民のニーズが反映された講座の開設と内容の充実を図り、実践に活かされる学習活動となる事や講座の内容、指導者・講師等の発掘と充実を図り、住民が親しみやすい講座を実施します。

## 第5章 地域支援事業

### 1 介護予防・日常生活支援総合事業

#### (1) 介護予防・生活支援サービス事業

##### 【介護予防・生活支援サービス事業の体系】

① 訪問型サービス
ア) 従来の介護予防訪問介護相当
イ) 訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス） 民間事業所等により簡易な生活援助を行います。
ウ) 訪問型サービスB（住民主体による支援） 地域住民やボランティアが主体となり、ゴミ出しなどの生活援助を行います。
エ) 訪問型サービスC（短期集中予防サービス） 保健師などが健康に関する短期的な相談・指導を行います。
オ) 訪問型サービスD（移動支援） 通院などの移動支援を行います。
② 通所型サービス
ア) 従来の介護予防通所介護相当
イ) 通所型サービスA（緩和した基準によるサービス） ミニデイサービスなど、閉じこもり防止や自立支援を目的とした通所事業を行います。
ウ) 通所型サービスB（住民主体によるサービス） 地域主体による自主的な通いの場の提供、交流会やサロン、体操教室など。
エ) 通所型サービスC（短期集中予防サービス） 生活機能を改善するため、運動器の機能向上や栄養改善などの短期的な指導を行います。
③ 生活支援サービス
ア) 栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者に対する見守りとともに行う配食等
イ) 定期的な安否確認及び緊急時の対応、住民ボランティア等が行う訪問による見守り
ウ) その他、訪問型サービス及び通所型サービスの一体的提供等地域における自立した日常生活の支援に資するサービスとして市町村が定める生活支援
④ 介護予防ケアマネジメント

① 訪問型サービス

ア) 従来の介護予防訪問介護相当

事業概要	要支援者等に対し、掃除、洗濯等の生活援助や、身体介護等、日常生活上の支援を提供します。
実施状況	本村では実施していません。
今後の方向性	現時点でサービスを創設する予定はありませんが、必要に応じて検討を行っていきます。

イ) 訪問型サービスA（基準緩和型訪問介護サービス）

事業概要	社会福祉協議会の訪問介護事業所よりヘルパーを派遣し、身体介護や生活援助を行います。					
実施状況	現在、やけうちの里訪問介護事業所が指定を受けサービスを提供しています。					
今後の方向性	引き続き、やけうちの里訪問介護事業所を指定し、サービスを提供していきます。					
実績及び見込み	実績		見込み	見込み数		
	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加人数	1人	2人	3人	3人	3人	3人
団体数	1団体	1団体	1団体	1団体	1団体	1団体

ウ) 訪問型サービスB

事業概要	一定の研修を受けた住民等が主体となって、生活援助を行います。
実施状況	本村では実施していません。
今後の方向性	現時点でサービスを創設する予定はありませんが、必要に応じて検討を行っていきます。

エ) 訪問型サービスC（短期集中型リハビリサービス）

事業概要	総合事業対象者もしくは要支援1、2の方に対し、理学療法士と保健師・看護師が初回訪問を行い、社会参加や活動を増やすために自宅や集落にてアセスメントを行います。モニタリングは地域包括支援センターの介護支援専門員、保健師または看護師が行い、最終評価は理学療法士が行います。
実施状況	令和元年度に短期集中訪問型サービスC「ちょいリハ」を創設し、提供を開始しました。
今後の方向性	引き続き、基本チェックリストやどっくさ体操の体力測定結果等を活用して対象者を把握し、適切にサービスを提供していきます。

オ) 食の自立支援事業訪問サービス

事業概要	医師により栄養改善が必要となった者に対し、最大6ヶ月間食事の提供を行い、ご本人の栄養管理についての自立を促します。看護師又は保健師と管理栄養士の初回面接または訪問によってアセスメントを行い、食の自立支援を行います。					
実施状況	年間1、2件の提供となっています。					
今後の方向性	引き続き栄養管理が必要な対象者に対して適切にサービスを提供していきます。					
実績及び見込み	実績		見込み	見込み数		
	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	1人	2人	2人	2人	2人	2人

② 通所型サービス

ア) 従来の介護予防通所介護相当

事業概要	要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供します。
実施状況	やけうちの里デイサービスと虹の園通所介護事業所の2か所で、機能訓練やレクリエーション等の集いの場を提供しています。
今後の方向性	地域で広がっている介護予防プログラム(いきいきどっくさ体操や頭の体操教室等)との連続性を意図した機能訓練を実施するよう努めます。

イ) 通所型サービスA (基準緩和型通所介護サービス)

事業概要	入浴や食事の提供等も基本的になく、看護師や理学療法士などの専門職が必須でないデイサービスです。簡単な機能訓練やレクリエーションを行います。
実施状況	本村では実施していません。
今後の方向性	今後のニーズを踏まえ、実施を検討します。

ウ) 通所型サービスB

事業概要	住民が主体となった集いの場です。体操やサロン活動、レクリエーション等を通して、社会参加や活動を促します。
実施状況	本村では実施していません。
今後の方向性	今後のニーズを踏まえ、実施を検討します。

エ) 通所型サービスC (「予防学校」) (短期集中型通所サービス)

事業概要	総合事業対象者(基本チェックリストで①運動機能の低下、②低栄養状態、③口腔機能の低下のいずれかに該当した者)及び要支援1、2の者に対し、短期集中の通所(基本3ヶ月間、最長6ヶ月間)により生活の改善と自立支援を促します。					
実施状況	社会福祉協議会にて、毎週水曜日にサービスを提供しています。月に1回理学療法士が、月に2回健康運動指導士と歯科衛生士が専門的な支援を行っています。					
今後の方向性	引き続き社会福祉協議会に業務委託を行い実施します。また、卒業後のフォローアップ体制の充実を図ります。					
実績及び見込み	実績		見込み	見込み数		
	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
作成件数	25人	19人	11人	11人	11人	11人

③ その他生活支援サービス

<p>事業概要</p>	<p>要支援者等の地域における自立した日常生活の支援のための事業であって、訪問型サービスや通所型サービスと一体的に行われる場合に効果があると認められるものとし、具体的には、以下のサービスとします。</p> <p>①栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者に対する見守りとともに行う配食等</p> <p>②定期的な安否確認及び緊急時の対応、住民ボランティア等が行う訪問による見守り</p> <p>③その他、訪問型サービス及び通所型サービスの一体的提供等地域における自立した日常生活の支援に資するサービスとして町が定める生活支援</p>
<p>実施状況</p>	<p>配食サービスや見守り、生きがい対応型デイサービス等を活用して生活支援を行っています。</p>
<p>今後の方向性</p>	<p>支え合いマップづくり・住民福祉座談会（みべえかべ座談会）から抽出されたニーズに対し、社会福祉協議会等と協議をしながら必要なサービスを創出していきます。</p>

④ 介護予防ケアマネジメント

<p>事業概要</p>	<p>要支援者等から依頼を受けて、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービスのほか、一般介護予防や町の独自施策等、要支援者等の状態等にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行います。</p>					
<p>実施状況</p>	<p>要支援者のケアプラン作成において、主に地域包括支援センターの介護支援専門員が対応している状況です。</p>					
<p>今後の方向性</p>	<p>作成したケアプランが介護予防の視点となっているか、ケアマネ連絡会による事例検討や自立支援型個別ケア会議等を通して改善を図っていきます。また、職員の資質向上のため、研修等へも積極的に参加を支援します。</p>					
<p>実績及び見込み</p>	<p>実績</p>		<p>見込み</p>	<p>見込み数</p>		
	<p>平成30年度</p>	<p>令和1年度</p>	<p>令和2年度</p>	<p>令和3年度</p>	<p>令和4年度</p>	<p>令和5年度</p>
<p>作成件数</p>	<p>16件</p>	<p>9件</p>	<p>17件</p>	<p>20件</p>	<p>20件</p>	<p>20件</p>

(2) 一般介護予防事業

① 介護予防把握事業

事業概要	看護師・保健師が65歳以上の高齢者の自宅を訪問し、生活上の困りごとや健康上のことについて調査を行います。					
実施状況	はつらつ介護予防教室の開催前に基本チェックリストを実施し、特に介護予防が必要な高齢者の把握に努めています。					
今後の方向性	介護予防教室等に参加していない高齢者ほど虚弱高齢者となるリスクが大きいため、チェックリスト未提出者の把握が必要です。高齢者実態調査を優先的にまわるなど、訪問活動と組み合わせて把握していきます。					
実績及び見込み	実績		見込み	見込み数		
	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
調査件数	666件	506件	698件	490件	500件	500件

② 介護予防普及啓発事業

ア) 元気はつらつ介護予防教室

事業概要	各集落年1回、地域包括支援センターの活動や介護予防の啓発のため、地域包括支援センターの職員で介護予防教室を開催します。					
実施状況	各集落にて年度当初に介護予防教室を開催しています。					
今後の方向性	引き続き、介護予防の普及啓発と住民主体の活動を促すため、毎年度当初に実施していきます。					
実績及び見込み	実績		見込み	見込み数		
	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加人数	290人	234人	0人	250人	250人	250人

## イ) いきいきどっくさ体操

事業概要	筋膜ケアと百歳体操を組み合わせた「いきいきどっくさ体操」を集落単位で自主的に開催できるよう、包括支援センターの保健師、看護師が行政支援を行います。					
実施状況	新規のグループは年間1～2グループとなっています。					
今後の方向性	継続しているグループに対しては6か月に1回の間隔で行政支援を行います。また、どっくさ体操の周知を行い、立ち上げ支援を随時行っていきます。					
実績及び見込み	実績		見込み	見込み数		
	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加人数	195人	183人	172人	180人	190人	200人
団体数	19団体	18団体	17団体	18団体	19団体	20団体

## ウ) 頭の体操教室

事業概要	村で養成した「楽習サポーター」を中心に、集落単位で頭の体操教室を開催するために、包括支援センターの保健師、看護師が立ち上げのための話し合いや、数回の行政支援を行います。					
実施状況	平成29年度には4か所開講しましたが、平成30年度の新規の開講はありませんでした。					
今後の方向性	新規の開講に向け、はつらつ介護予防教室等で周知を図っていきます。また、各事業所等への普及も進めていきます。					
実績及び見込み	実績		見込み	見込み数		
	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催集落数	1集落	1集落	0集落	1集落	1集落	1集落
参加実人数	10人	10人	0人	10人	10人	10人

③ 地域介護予防活動支援事業

ア) 頭の体操教室楽習サポーター養成

事業概要	集落型頭の体操教室開催の運営を行う「楽習サポーター」を養成します。年1回学習療法センターの講師を呼んでサポーター研修を行います。その後は随時、地域包括支援センターの保健師・看護師が開催集落にて実地研修を実施します。					
実施状況	令和元年度は新規教室の開講がなく、新規サポーターの養成が行えませんでした。					
今後の方向性	毎年度サポーターが養成できるよう、普及啓発にも力を入れていきます。					
実績及び見込み	実績		見込み	見込み数		
	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録人数	31人	28人	0人	20人	20人	20人

④ 一般介護予防事業評価事業

事業概要	介護保険事業計画において定める目標値の達成状況等の検証を通じ、地域づくりの観点から総合事業全体を評価し、その評価結果に基づき事業全体の改善を図る事業です。
実施状況	県の評価指標に基づき毎年度実施しています。
今後の方向性	県の評価指標を参考にしつつ、住民と課題を共有し、解決策を見出すプロセスを重視した評価を行っていきます。また、活動については定期的に村内へ周知していきます。

⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業

事業概要	本村における介護予防の取組を機能強化する効果があると判断した内容を、地域の実情に応じて効果的かつ効率的に実施し、実施に際しては、リハビリテーションに関する専門的知見を有する者が、高齢者の有する能力を評価し改善の可能性を助言する等、地域包括支援センターと連携しながら、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等の介護予防の取組を総合的に支援する事業です。
実施状況	住民主体による「いきいきどうくさ体操」において、理学療法士、歯科衛生士、管理栄養士、健康運動指導士の派遣を依頼しています。また、通所型サービスCや自立支援型個別ケア会議に理学療法士の派遣を依頼しています。
今後の方向性	今後は、作業療法士や言語聴覚士等のリハビリ職の活用も検討しています。

## 2 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）

### （1）総合相談支援事業

<p>事業概要</p>	<p>本人、家族、近隣の住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談を受けて、的確な状況把握等を行い、専門的・継続的な関与又は緊急の対応の必要性を判断します。適切な情報提供を行うことにより相談者自身が解決することができるかと判断した場合には、相談内容に即したサービス又は制度に関する情報提供、関係機関の紹介等を行います。</p> <p>また、初期段階の相談対応により、専門的・継続的な関与又は緊急の対応が必要と判断した場合には、より詳細な情報収集を行い、個別の支援計画を策定します。支援計画に基づき、適切なサービスや制度につなぐとともに、定期的に情報収集を行い、期待された効果の有無を確認します。</p>					
<p>実施状況</p>	<p>保健師、主任介護支援専門員を中心に相談に対応しています。解決が困難な認知症や独居高齢者に係る相談が増加傾向にあります。</p>					
<p>今後の方向性</p>	<p>複数の課題を抱えた事例が増加していることから、多機関との連携を強化し、解決できるよう努めていきます。また、職員の資質向上を図り、問題解決を図っていきます。</p>					
<p>実績及び見込み</p>	<p>実績</p>		<p>見込み</p>	<p>見込み数</p>		
<p>相談件数</p>	<p>平成 30 年度</p>	<p>令和 1 年度</p>	<p>令和 2 年度</p>	<p>令和 3 年度</p>	<p>令和 4 年度</p>	<p>令和 5 年度</p>
	<p>1395 件</p>	<p>869 件</p>	<p>491 件</p>	<p>500 件</p>	<p>500 件</p>	<p>500 件</p>

(2) 権利擁護事業

<p>事業概要</p>	<p>地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のため必要な支援を行います。</p> <p>日常生活自立支援事業、成年後見制度などの権利擁護を目的とするサービスや制度を活用するなど、ニーズに即した適切なサービスや機関につなぎ、適切な支援を提供することにより、高齢者の生活の維持を図ります。</p>					
<p>実施状況</p>	<p>高齢者のニーズに即した適切なサービスや機関につなぎ、適切な支援を提供することにより、高齢者の生活の維持を図っています。特に高齢者の権利擁護の観点からの支援が必要と判断した場合は、①成年後見制度の活用促進②老人保健施設等への措置支援③高齢者虐待への対応④困難事例への対応⑤消費者被害の防止、等諸制度を活用しています。</p>					
<p>今後の方向性</p>	<p>今後も突発的な困難事例の相談があると予測されるため、様々な関係機関との連携強化や専門職員の配置の検討、また職員の資質向上のための専門研修等受ける機会を作り、高齢者支援を図っていきます。</p>					
<p>実績及び見込み</p>	<p>実績</p>		<p>見込み</p>	<p>見込み数</p>		
<p>相談件数</p>	<p>平成30年度 0件</p>	<p>令和1年度 0件</p>	<p>令和2年度 0件</p>	<p>令和3年度 1件</p>	<p>令和4年度 1件</p>	<p>令和5年度 1件</p>

(3) 包括的・継続的マネジメント事業

事業概要	<p>在宅・施設を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関間の連携を支援します。</p> <p>また、地域の介護支援専門員が、地域における健康づくりや交流促進のためのサークル活動、老人クラブ活動、ボランティア活動など介護保険サービス以外の地域における様々な社会資源を活用できるよう、地域の連携・協力体制を整備します。</p>
実施状況	<p>主任介護支援専門員を中心に、各居宅介護支援事業所や介護サービス事業所との連絡会及び研修会や地域ケア会議を開催し、事業所職員等の資質向上や適正な介護業務の遂行が行えるよう、地域の連携・協力の体制整備を行っています。</p>
今後の方向性	<p>業務が効果的に実施できるよう、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスなどの様々な社会的資源が有機的に連携することができる環境整備を図っていきます。そのためには連携体制を支える共通の基盤として「地域包括支援ネットワーク」を構築することが必要とされることから、「地域ケア会議」の充実・強化を図っていきます。</p>

① 介護支援専門員連絡会

事業概要	<p>地域包括支援センターの主任介護支援専門員を中心に、村内の介護支援専門員との連携体制の構築と強化のため、定期的に連絡会を開催します。</p>					
実施状況	<p>月に1回、第3金曜日に開催をしています。事例検討は村内の介護支援専門員が持ち回りで行っています。また、各居宅介護支援事業所の介護支援専門員と連携を図っています。</p>					
今後の方向性	<p>引き続き、定期的に介護支援専門員連絡会を開催していきます。</p>					
実績及び見込み	実績		見込み	見込み数		
	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	12回	12回	12回	12回	12回	12回

② 地域包括ケア研修会

事業概要	<p>村内関係機関の連携強化と関係職員の質の向上を図るため、地域包括ケア研修会を開催します。</p>
実施状況	<p>4か月に1回程度、村内関係機関が集まって合同の研修会を開催していますが、令和元年度は1回のみの開催となっています。</p>
今後の方向性	<p>各事業所・多職種連携を意識した研修会を引き続き開催していきます。</p>

### 3 包括的支援事業（社会保障充実分）

#### （1）在宅医療・介護連携推進事業

事業概要	<p>疾病を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けられるためには、地域における医療・介護の関係者が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を行うことが必要です。そのため、資源の情報収集および整理、課題の抽出・対応策の検討、地域住民への普及啓発、医療・介護関係者の研修、関係市町村の連携・情報共有を行う事業です。</p>
実施状況	<p>現在、大島郡医師会に設置してある在宅医療連携支援センターに一部業務委託を行い、事業を推進しており、退院調整ルールも策定されました。</p>
今後の方向性	<p>入院病床のある医療機関との連携や、村内の医療・介護事業所との連携を強化していきます。</p>

#### 【事業実施状況】

事業	実績		
	実施・検討場所等	直営	委託
（ア）地域の医療・介護の資源の把握	結ゆいマップの作成・更新	○	—
（イ）在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	地域ケア推進会議	○	—
（ウ）切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進	地域ケア推進会議	○ (村内)	○ (広域)
（エ）医療・介護関係者の情報共有の支援	地域ケア推進会議	○ (村内)	—
（オ）在宅医療・介護連携に関する相談支援	地域包括支援センター総合相談業務	○	—
（カ）医療・介護関係者の研修	宇検村地域包括ケア研修会	○	—
（キ）地域住民への普及啓発	『あんしんノート』	○	—
（ク）在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携	在宅医療・介護連携推進事業運営委員会	—	○

## 【講演会】

実績及び 見込み	実績		見込み	見込み数		
	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	0回	0回	0回	1回	1回	1回
延べ人数	0人	0人	0人	30人	50人	50人

## 【多職種研修会】

実績及び 見込み	実績		見込み	見込み数		
	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	2回	1回	4回	3回	3回	3回
延べ人数	77人	41人	66人	50人	50人	50人

## (2) 生活支援体制整備事業

事業概要	高齢者の生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（資源開発、ネットワーク構築、ニーズと取組のマッチング）を有するものを「生活支援コーディネーター」とし、村区域（第1層）及び日常生活圏域（中学校区域等）（第2層）に配置する事業です。
実施状況	令和元年度は地域共生モデル事業を活用し、社会福祉協議会に委託して支え合いマップづくり・住民福祉座談会（みべえかべ座談会）を実施しました。
今後の方向性	今後も地域のニーズを把握しながら、必要なサービスの創出や支え合い体制づくりにつなげていきます。また、高齢者だけでなく様々な世代の困りごとへの対応を含めたサービス構築を検討していきます。

① 第一層協議体の開催

事業概要	住民に対する生活支援体制の確認と協力体制の構築のため、関係者が集まって第一層協議体を開催します。ここでは、「みべえかべ座談会」で抽出された各集落の課題について共有を図ります。					
実施状況	平成 30 年度は移動に関する関係者を集めての情報交換会を開催しました。					
今後の方向性	支え合いマップづくりにてあがってきた地域課題の内容によって、様々な会議体との役割分担を考えながら開催を検討していきます。					
実績及び見込み	実績		見込み	見込み数		
	平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
開催回数	1 回	0 回	0 回	1 回	1 回	1 回
参加実人数	11 人	0 人	0 人	11 人	11 人	11 人

② 集落座談会「みべえかべ座談会（第二層協議体）」の開催

事業概要	生活支援コーディネーターが集落ごとに座談会を開催し、住民自ら集落の課題に気づき、共有し、解決に向けて動き出す場づくりを推進します。					
実施状況	支え合いマップづくりの結果に基づき、住民福祉座談会（みべえかべ座談会）を開催しています。令和元年度は、この結果を踏まえ、地域食堂を開催した集落もありました。					
今後の方向性	宇検村社会福祉協議会に委託を行い、支え合いマップづくり・住民福祉座談会を開催し、集落を単位とした地域課題を把握していきます。					
実績及び見込み	実績		見込み	見込み数		
	平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
開催集落	0 集落	4 集落	4 集落	4 集落または校区	4 集落または校区	4 集落または校区
参加実人数	0 人	41 人	54 人	60 人	60 人	60 人

(3) 認知症総合支援事業

① 認知症初期集中支援推進事業

事業概要	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の方やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築を推進する事業です。
実施状況	チーム員会議を6か月に1回大和村と合同で開催しています。
今後の方向性	大和村との合同チームとして活動を行い、事例を通して認知症への対応力を高めていきます。また、チームの存在が地域の安全・安心につながるよう、チームについての普及啓発を行っていきます。

② 認知症地域支援・ケア向上事業

事業概要	認知症地域支援推進員を配置し、推進員を中心として、医療・介護等の連携強化等による、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図る事業です。
実施状況	認知症地域支援推進員を配置し、にじいろ家族会の支援やにじいろカフェの運営を行っています。
今後の方向性	認知症地域支援推進員を中心に事業を展開していきます。

③ 認知症サポーターの育成

事業概要	認知症の家族や広く村民の方々に対して、認知症について学び、地域で支えるための養成講座を行い、認知症の方や家族の応援者となって地域で活躍する人材を養成する事を目的とした事業です。					
実施状況	令和元年度は、どうくさ体操グループを対象として開催しました。					
今後の方向性	認知症地域支援推進員を中心に、サポーター養成講座を年2回開催します。対象は子どもや職場等、様々な場を活用していきます。					
実績及び見込み	実績		見込み	見込み数		
	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	0回	4回	0回	1回	1回	1回
参加実人数	0人	21人	0人	5人	10人	10人

④ 認知症ケアパスの普及

事業概要	認知症の方やその家族が認知症と疑われる症状が発生した場合に、いつ、どこで、どのような支援を受ければよいか理解できるよう、認知症ケアパス（状態に応じた適切な医療や介護サービスなどの提供の流れ）を作成し、その内容を広く周知する事業です。
実施状況	宇検村認知症ケアパスを作成しています。
今後の方向性	内容を精査した上で、見直しを行います。

⑤ 認知症カフェの開催

事業概要	認知症の方とその家族、地域住民の誰もが気軽に参加し集える活動拠点です。					
実施状況	毎月第2木曜日に虹の園会議室にて、認知症カフェ「にじいろカフェ」を開催しています。					
今後の方向性	定期的なカフェの開催に加え、人が集まる場所（各種イベントや食堂、カフェ等）でのおでかけカフェの開催により、産業関係の方々への参加を促します。					
実績及び見込み	実績		見込み	見込み数		
	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	7回	7回	1回	3回	6回	6回
参加延べ人数	90人	122人	18人	30人	60人	60人

⑥ 宇検村にじいろ家族会（認知症家族の会）支援

事業概要	平成29年度に「にじいろ家族会」が発足し活動を展開しています。地域包括支援センターの認知症地域支援推進員を中心に、家族会活動の支援を行っています。					
実施状況	「にじいろ家族会」の支援を行っています。総会の他に、「にじいろカフェ」にも参加を促しています。					
今後の方向性	新規の介護保険申請があった際に紹介するなど、家族会の存在を周知していきます。					
実績及び見込み	実績		見込み	見込み数		
	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	3回	2回	1回	1回	2回	2回
参加実人数	30人	24人	7人	10人	20人	30人

⑦ 認知症施策推進大綱を踏まえた取組の推進

今後の方向性	<p>国では平成27年に「認知症施策推進総合戦略」(新オレンジプラン)を策定し、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現に向けた取組を推進してきました。平成30年12月には、認知症に係る諸問題について、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって総合的に対策を推進することを目的として「認知症施策推進関係官僚会議」が設置され、令和元年6月に「認知症施策推進大綱」が取りまとめられました。</p> <p>認知症施策推進大綱において、市町村の取組に関連する目標が設定されています。このことを踏まえ、国や県と連携しながら本村においても取組を推進します。</p>
--------	--

【認知症施策推進大綱の概要】

認知症施策の総合的な推進について

- 平成27年に「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」(新オレンジプラン)を策定し、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることが出来る社会の実現に向けた取組を進めてきた。
- 平成30年12月には、認知症に係る諸問題について、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって総合的に対策を推進することを目的として「認知症施策推進関係官僚会議」が設置され、本年6月18日に「認知症施策推進大綱」が取りまとめられた。

認知症施策推進大綱(概要)(令和元年6月18日認知症施策推進関係官僚会議決定)

【基本的考え方】

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」\*を車の両輪として施策を推進

- ※1 「共生」とは、認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きるという意味
- ※2 「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味



コンセプト

- 認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなども含め、多くの人にとって身近なものとなっている。
- 生活上の困難が生じた場合でも、重症化を予防しつつ、周囲や地域の理解と協力の下、本人が希望を持って前向き、力を活かしていくことで極力それを減らし、住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる社会を目指す。
- 運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症の発症を遅らせることができる可能性が示唆されていることを踏まえ、予防に関するエビデンスを収集・普及し、正しい理解に基づき、**予防を含めた認知症への「備え」**としての取組を促す。結果として**70歳代での発症を10年間で1歳遅らせることを目指す**。また、認知症の発症や進行の仕組みの解明や予防法・診断法・治療法等の研究開発を進める。

具体的な施策の5つの柱

- ① 普及啓発・本人発信支援
  - ・企業・職場での認知症サポーター養成の推進
  - ・「認知症とともに生きる希望宣言」の展開 等
- ② 予防
  - ・高齢者等が身近で通える場「通いの場」の拡充
  - ・エビデンスの収集・普及 等
- ③ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
  - ・早期発見・早期対応の体制の質の向上、連携強化
  - ・家族教室や家族同士のピア活動等の推進 等
- ④ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
  - ・認知症になっても利用しやすい生活環境づくり
  - ・企業認証・表彰の仕組みの検討
  - ・社会参加活動等の推進 等
- ⑤ 研究開発・産業促進・国際展開
  - ・薬剤治験に即応できるコホートの構築 等

認知症の人や家族の視点の重視

出典：厚生労働省資料

(4) 地域ケア会議の推進

① 地域ケア推進会議の開催

事業概要	地域包括支援センター等において、多職種協働による個別事例の検討等を行い、地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等を推進する事業です。
実施状況	3か月に1回開催しています。各関係機関の代表が集い、地域共生社会の実現や地域包括ケアシステムの推進に向けて様々な議題について対応策を検討しています。
今後の方向性	今後も定期的で開催し、地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等を推進します。

実績及び見込み	実績		見込み	見込み数		
	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	4回	4回	4回	4回	4回	4回

② 自立支援型地域ケア個別会議の開催

事業概要	総合事業対象者、要支援1、2の方の自立した生活に向けた支援の方向性について、多職種が検討する会議です。
実施状況	毎月1回開催しています。会議には、理学療法士や管理栄養士等の専門職の参加も依頼し、多職種で検討できる体制を整えています。この場を通して、短期集中訪問型サービスC「ちょいリハ」を創設しました。
今後の方向性	今後も定期的で開催し、地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等を推進します。

実績及び見込み	実績		見込み	見込み数		
	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	11回	11回	12回	12回	12回	12回

## 第6章 介護保険サービス

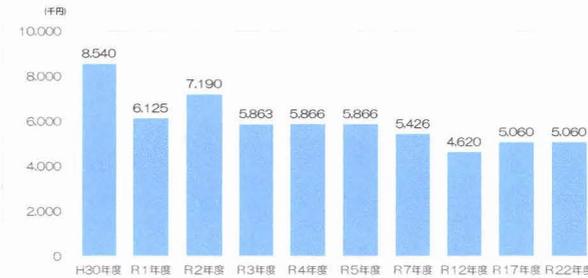
### 1 居宅サービス等・介護予防サービス等

#### (1) 訪問介護

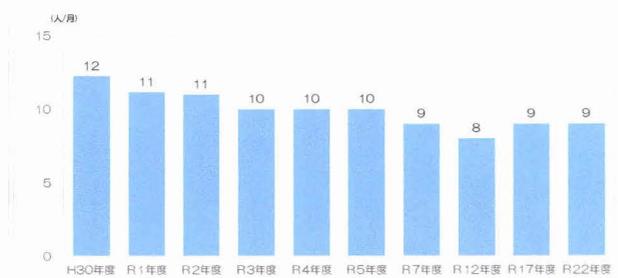
ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴・排泄・食事などの介助や、家事などの日常生活の援助を行います。

		実績		見込み	見込み						
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	R12年度	R17年度	R22年度
介護 給付	給付費(千円)	8,540	6,125	7,190	5,863	5,866	5,866	5,426	4,620	5,060	5,060
	回数(回/月)	255.0	187.2	221.7	180.7	180.7	180.7	165.5	142.7	157.9	157.9
	人数(人/月)	12	11	11	10	10	10	9	8	9	9

【給付費(千円)】



【人数(人/月)】



#### (2) 介護予防訪問入浴介護・訪問入浴介護

浴槽を積んだ入浴車などで自宅を訪問して、入浴の介助を行います。本計画期間の利用は見込んでいません。

#### (3) 介護予防訪問リハビリテーション・訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士が自宅を訪問して、日常生活の自立を助けるための機能訓練を行います。本計画期間の利用は見込んでいません。

(4) 介護予防訪問看護・訪問看護

主治医の指示に基づいて看護師などが自宅を訪問して、療養上の世話や手当てを行います。

		実績		見込み	見込み						
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	R12年度	R17年度	R22年度
予防給付	給付費(千円)	0	351	1,289	1,532	1,532	1,532	1,532	1,532	766	1,532
	回数(回/月)	0.0	9.2	36.4	43.0	43.0	43.0	43.0	43.0	21.5	43.0
	人数(人/月)	0	1	2	2	2	2	2	2	1	2
介護給付	給付費(千円)	648	1,009	910	675	675	675	675	675	403	675
	回数(回/月)	15.9	26.5	23.7	17.3	17.3	17.3	17.3	17.3	10.2	17.3
	人数(人/月)	2	3	3	3	3	3	3	3	2	3



(5) 介護予防居宅療養管理指導・居宅療養管理指導

通院が困難な人に対し、医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士・歯科衛生士などが自宅を訪問して、療養上の世話や指導を行います。

		実績		見込み	見込み						
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	R12年度	R17年度	R22年度
予防給付	給付費(千円)	14	21	86	129	129	129	129	86	86	86
	人数(人/月)	0	1	2	3	3	3	3	2	2	2
介護給付	給付費(千円)	469	439	223	225	225	225	225	225	116	225
	人数(人/月)	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2



(6) 通所介護

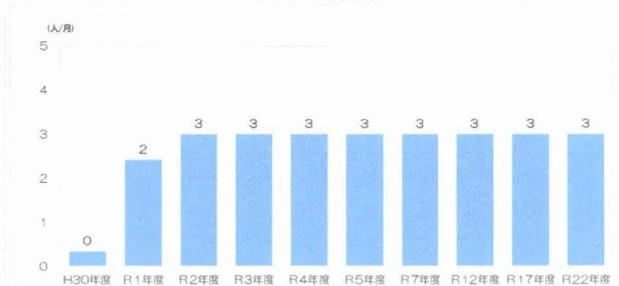
デイサービスセンターに通って、食事・入浴の提供やレクリエーションなどを通じた機能訓練を行います。

		実績		見込み	見込み						
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	R12年度	R17年度	R22年度
介護 給付	給付費(千円)	166	2,031	3,759	3,616	3,618	3,618	3,618	3,618	3,618	3,618
	回数(回/月)	2.7	27.8	68.4	65.4	65.4	65.4	65.4	65.4	65.4	65.4
	人数(人/月)	0	2	3	3	3	3	3	3	3	3

【給付費(千円)】



【人数(人/月)】



(7) 介護予防通所リハビリテーション・通所リハビリテーション

医療施設に通って、食事・入浴の提供や心身機能の維持回復の機能訓練を行います。本計画期間の利用は見込んでいません。

(8) 介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護

施設などに短期間入所し、食事・入浴・排泄、その他日常生活の介護や機能訓練を行います。

		実績		見込み	見込み						
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	R12年度	R17年度	R22年度
予防 給付	給付費(千円)	1,231	1,980	2,929	3,483	3,485	3,485	3,485	2,614	2,614	2,614
	回数(日/月)	19.4	30.0	42.3	50.0	50.0	50.0	50.0	37.5	37.5	37.5
	人数(人/月)	3	3	3	4	4	4	4	3	3	3
介護 給付	給付費(千円)	12,396	9,703	6,043	5,485	5,488	6,898	5,488	4,503	4,851	4,851
	回数(日/月)	152.3	118.0	70.8	63.0	63.0	77.5	63.0	50.5	55.0	55.0
	人数(人/月)	15	11	8	8	8	9	8	6	7	7

【給付費(千円)】



【人数(人/月)】



(9) 介護予防短期入所療養介護・短期入所療養介護

医療施設などに短期間入所し、食事・入浴・排泄、その他の日常生活の介護や看護・機能訓練を行います。本計画期間の利用は見込んでいません。

(10) 介護予防福祉用具貸与・福祉用具貸与

車いす・特殊寝台・体位変換器・歩行補助つえ、歩行器・徘徊感知器・移動用リフトなど、日常生活の便宜を図るための用具を貸与します。

		実績		見込み	見込み						
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	R12年度	R17年度	R22年度
予防 給付	給付費(千円)	261	404	860	815	877	815	815	788	726	894
	人数(人/月)	6	9	17	16	17	16	16	15	14	17
介護 給付	給付費(千円)	2,611	2,344	2,585	2,892	2,892	2,893	2,642	2,207	2,023	2,294
	人数(人/月)	22	21	20	22	22	22	20	17	16	18

【給付費(千円)】



【人数(人/月)】



(11) 特定介護予防福祉用具購入費・特定福祉用具購入費

心身の機能が低下した人に、入浴や排泄に用いる購入費の一部を支給します。本計画期間の利用は見込んでいません。

(12) 介護予防住宅改修・住宅改修

手すりの取り付け・段差解消・扉の交換・洋式便器への取り替えなど、小規模な住宅改修をする場合、改修費の一部を支給します。

		実績		見込み	見込み						
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	R12年度	R17年度	R22年度
予防 給付	給付費(千円)	138	228	0	141	141	141	141	141	141	141
	人数(人/月)	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1
介護 給付	給付費(千円)	135	188	0	327	327	327	327	327	327	327
	人数(人/月)	0	1	0	1	1	1	1	1	1	1

【給付費(千円)】



【人数(人/月)】



(13) 介護予防特定入居者生活介護・特定入居者生活介護

有料老人ホームなどで、入浴・排泄・食事、その他日常生活上の世話や機能訓練を行います。

		実績		見込み	見込み						
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	R12年度	R17年度	R22年度
予防 給付	給付費(千円)	594	721	0	557	557	557	557	557	557	557
	人数(人/月)	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1
介護 給付	給付費(千円)	9,429	7,270	5,489	5,523	5,526	5,526	5,526	5,526	5,526	5,526
	人数(人/月)	4	3	2	2	2	2	2	2	2	2

【給付費(千円)】



【人数(人/月)】



(14) 介護予防支援・居宅介護支援

介護予防は、要支援者がサービスを利用する際に、介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）を作成し、サービス事業者との連携調整などの支援を行います。

居宅介護支援は、要介護者がサービス（施設を除く）を利用する際に、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、サービス事業者との連絡調整などの支援を行います。

		実績		見込み		見込み					
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	R12年度	R17年度	R22年度
予防 給付	給付費(千円)	408	547	1,138	1,145	1,198	1,145	1,145	1,041	989	1,145
	人数(人/月)	8	11	22	22	23	22	22	20	19	22
介護 給付	給付費(千円)	7,071	6,655	6,096	6,076	6,228	6,421	5,734	4,894	4,845	5,489
	人数(人/月)	44	42	38	37	38	39	35	30	30	34



## 2 地域密着型サービス

### (1) 地域密着型通所介護

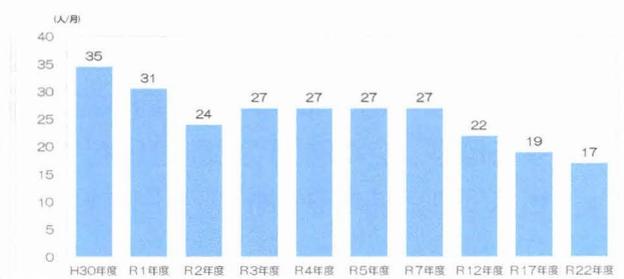
定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、日常生活の世話や機能訓練などを行います。

		実績		見込み	見込み						
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	R12年度	R17年度	R22年度
介護 給付	給付費(千円)	28,216	30,455	27,907	31,230	31,247	31,247	31,247	25,725	22,137	19,728
	回数(回/月)	311.8	339.4	303.1	346.7	346.7	346.7	346.7	281.6	242.9	218.5
	人数(人/月)	35	31	24	27	27	27	27	22	19	17

【給付費(千円)】



【人数(人/月)】



### (2) 介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護

安定状態にある認知症高齢者が少人数で共同生活をしながら、家庭的雰囲気の中で日常生活の世話や機能訓練などを行います。

		実績		見込み	見込み						
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	R12年度	R17年度	R22年度
予防 給付	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数(人/月)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護 給付	給付費(千円)	5,766	5,868	5,467	5,501	5,504	5,504	5,504	5,504	5,504	5,504
	人数(人/月)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2

【給付費(千円)】



【人数(人/月)】



**(3) 介護予防小規模多機能型居宅介護・小規模多機能型居宅介護**

小規模な住宅型の施設で、施設への通いを中心に、居宅への訪問、短期間の宿泊を組み合わせ、入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練を行います。本計画期間の利用は見込んでいません。

**(4) 介護予防認知症対応型通所介護・認知症対応型通所介護**

認知症の高齢者がデイサービスセンターなどに通い、機能訓練などを行います。本計画期間の利用は見込んでいません。

**(5) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護**

介護サービス事業所が定期的に巡回して利用者に短時間の訪問サービスを提供するほか、24時間365日体制で相談できる窓口を設置し随時の対応も行うサービスです。本計画期間の利用は見込んでいません。

**(6) 夜間対応型訪問介護**

夜間の定期的な巡回訪問や、通報に応じて介護福祉士などに来てもらう介護サービスです。本計画期間の利用は見込んでいません。

**(7) 地域密着型特定施設入居者生活介護**

地域密着型特定施設での入浴・排せつ・食事等の介護など、日常生活上のお世話や機能訓練を行うサービスです。本計画期間の利用は見込んでいません。

**(8) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護**

定員30人未満の小規模な介護老人福祉施設で、入浴・排せつ・食事等の介護など日常生活上のお世話や機能訓練を行うサービスです。本計画期間の利用は見込んでいません。

**(9) 看護小規模多機能型居宅介護**

小規模多機能型居宅介護と訪問看護の複数のサービスを組み合わせた複合型事業所で、看護と介護サービスの一体的な提供により医療ニーズの高い要介護者への支援の充実を図るサービスです。本計画期間の利用は見込んでいません。

## 【地域密着型サービスの必要利用定員総数の設定】

第8期介護保険事業計画において定める、本村内の施設・事業所の3年間の利用定員総数は、以下のとおりとします。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
<b>地域密着型介護老人福祉施設</b>				
新規整備数		新規整備見込なし		
整備総数	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
定員総数	0 床	0 床	0 床	0 床
<b>地域密着型特定施設入居者生活介護</b>				
新規整備数		新規整備見込なし		
整備総数	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
定員総数	0 床	0 床	0 床	0 床
<b>認知症対応型共同生活介護</b>				
新規整備数		新規整備見込なし		
整備総数	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
定員総数	0 床	0 床	0 床	0 床

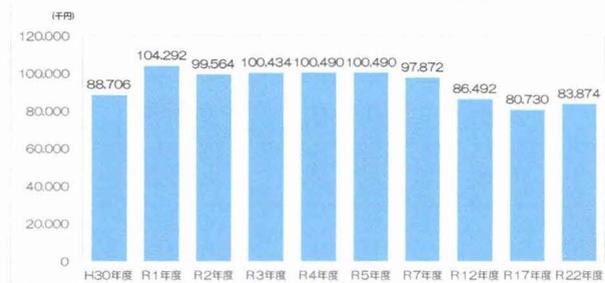
### 3 施設サービス

#### (1) 介護老人福祉施設

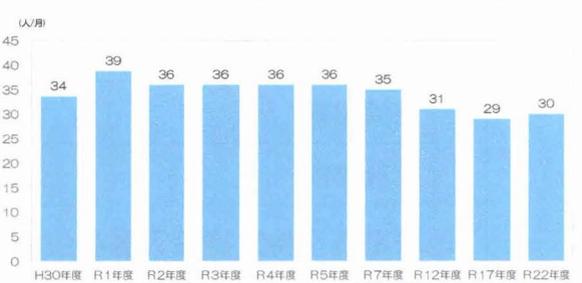
介護が必要で、自宅での介護が難しい人が入所し、食事・入浴・排泄などの介助、機能訓練、健康管理などを行う施設サービスです。

		実績		見込み	見込み						
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	R12年度	R17年度	R22年度
介護 給付	給付費(千円)	88,706	104,292	99,564	100,434	100,490	100,490	97,872	86,492	80,730	83,874
	人数(人/月)	34	39	36	36	36	36	35	31	29	30

【給付費(千円)】



【人数(人/月)】

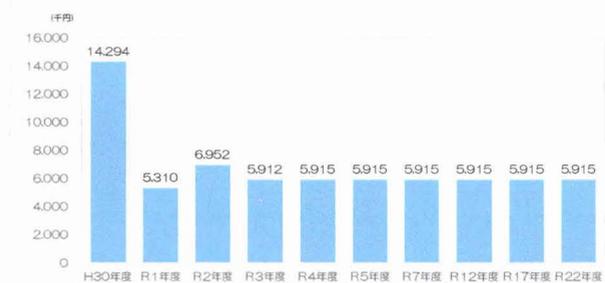


#### (2) 介護老人保健施設

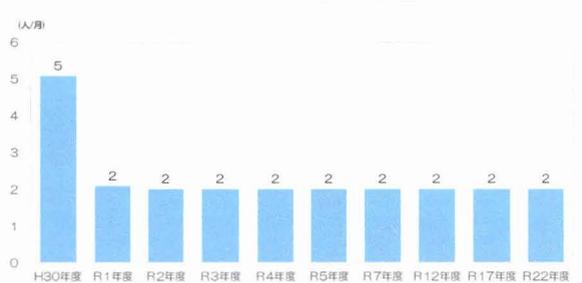
病状が安定しており、看護や介護に重点を置いたケアが必要な人が入所し、医学的な管理のもとでの介護、機能訓練、日常生活の介助などを行う施設サービスです。

		実績		見込み	見込み						
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	R12年度	R17年度	R22年度
介護 給付	給付費(千円)	14,294	5,310	6,952	5,912	5,915	5,915	5,915	5,915	5,915	5,915
	人数(人/月)	5	2	2	2	2	2	2	2	2	2

【給付費(千円)】



【人数(人/月)】

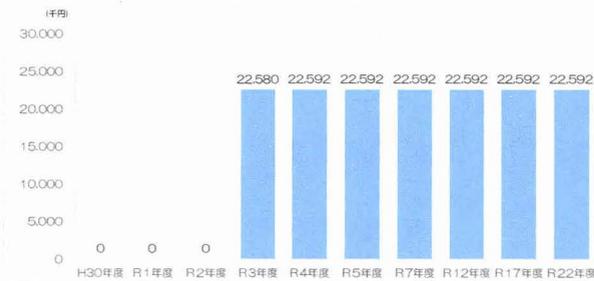


### (3) 介護医療院

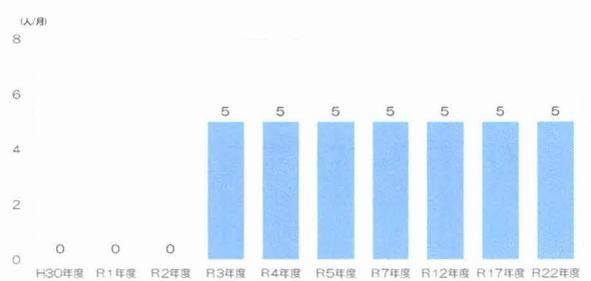
今後見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学的管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と「生活施設」としての機能を兼ね備えた施設です。

		実績		見込み	見込み						
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R7年度	R12年度	R17年度	R22年度
介護 給付	給付費(千円)	0	0	0	22,580	22,592	22,592	22,592	22,592	22,592	22,592
	人数(人/月)	0	0	0	5	5	5	5	5	5	5

【給付費(千円)】



【人数(人/月)】



### (4) 介護療養型医療施設

急性期の治療が終わって、長期の療養が必要な人が入所し、医療、療養上の管理、看護などを行う施設サービスです。本計画期間の利用は見込んでいません。

## 第7章 第1号被保険者の介護保険料の設定

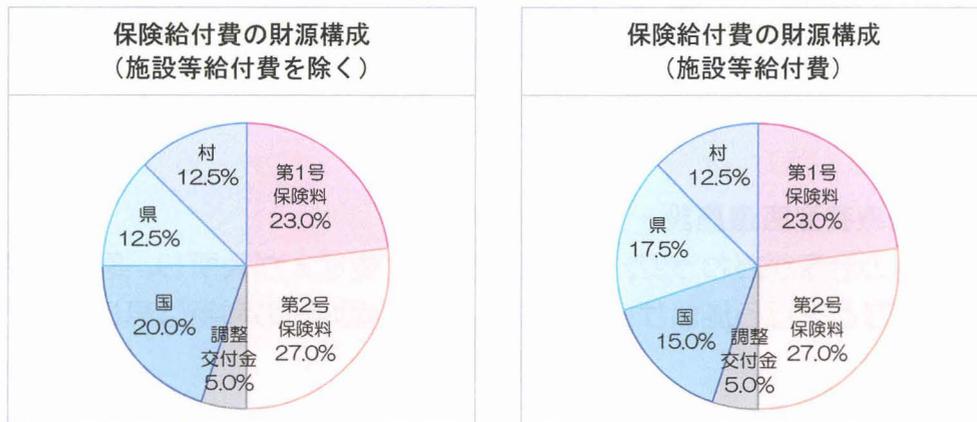
### 1 財源構成

全国の介護保険被保険者が公平に費用（介護給付費・地域支援事業費）負担するように、第1号被保険者と第2号被保険者の負担割合は、3年（事業計画期間）ごとに、全国規模の人口比率で定められています。

本計画期間（令和3年度から令和5年度まで）の第1号被保険者の負担割合は、第7期計画と同様に23%となります。

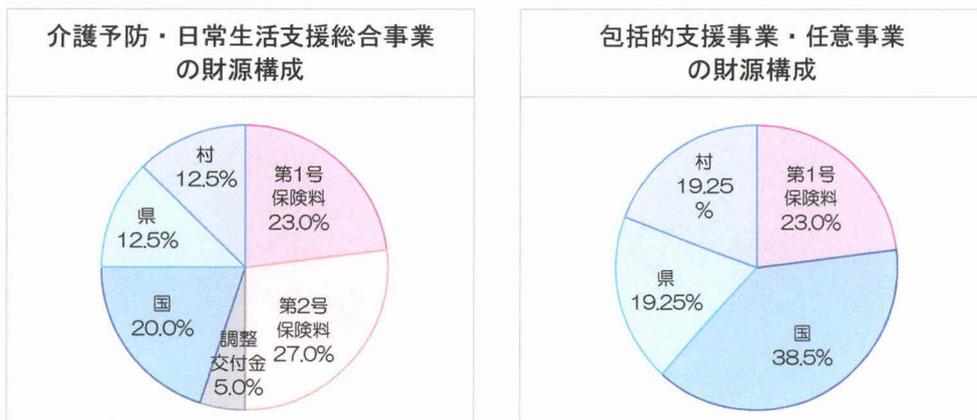
#### （1）介護給付費の財源構成

介護給付に係る財源の2分の1は公費で、残りの半分は介護保険料でまかなわれており、それぞれの財源構成は次のとおりとなっています。



#### （2）地域支援事業費

地域支援事業に係る財源は、介護予防・日常生活支援総合事業と包括的支援事業・任意事業とは異なり、それぞれの財源構成は次のとおりとなっています。



## 2 被保険者数・要介護（要支援）認定者推計

## (1) 被保険者数推計

(単位：人)

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
第1号被保険者数	729	737	738	741	700	651	601
第2号被保険者数	516	501	493	464	436	399	382
総数	1,245	1,238	1,231	1,205	1,136	1,050	983

## (2) 要介護（要支援）認定者数推計

(単位：人)

		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
総 数	要支援1	13	14	13	13	14	13	15
	要支援2	19	19	19	18	15	14	16
	要介護1	18	19	18	17	16	18	20
	要介護2	16	16	17	15	12	10	12
	要介護3	19	19	18	17	15	13	14
	要介護4	27	27	29	27	24	25	24
	要介護5	6	6	6	6	5	3	5
	合計	118	120	120	113	101	96	106

うち 第1号 被保険者	要支援1	13	14	13	13	14	13	15
	要支援2	18	18	18	17	14	13	15
	要介護1	18	19	18	17	16	18	20
	要介護2	16	16	17	15	12	10	12
	要介護3	19	19	18	17	15	13	14
	要介護4	26	26	28	26	23	24	23
	要介護5	6	6	6	6	5	3	5
	合計	116	118	118	111	99	94	104

### 3 サービスごとの給付費の見込み

#### (1) 介護予防サービス給付費の見込み

(単位：千円)

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
<b>(1) 介護予防サービス</b>							
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	1,532	1,532	1,532	1,532	1,532	766	1,532
介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	129	129	129	129	86	86	86
介護予防通所リハビリテーション	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所生活介護	3,483	3,485	3,485	3,485	2,614	2,614	2,614
介護予防短期入所療養介護(老健)	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	815	877	815	815	788	726	894
特定介護予防福祉用具購入費	0	0	0	0	0	0	0
介護予防住宅改修費	141	141	141	141	141	141	141
介護予防特定施設入居者生活介護	557	557	557	557	557	557	557
<b>(2) 地域密着型介護予防サービス</b>							
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	0	0
<b>(3) 介護予防支援</b>	1,145	1,198	1,145	1,145	1,041	989	1,145
<b>予防給付費計</b>	<b>7,802</b>	<b>7,919</b>	<b>7,804</b>	<b>7,804</b>	<b>6,759</b>	<b>5,879</b>	<b>6,969</b>

(2) 介護サービスの給付費の見込み

(単位：千円)

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
<b>(1) 居宅サービス</b>							
訪問介護	5,863	5,866	5,866	5,426	4,620	5,060	5,060
訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0	0
訪問看護	675	675	675	675	675	403	675
訪問リハビリテーション	0	0	0	0	0	0	0
居宅療養管理指導	225	225	225	225	225	116	225
通所介護	3,616	3,618	3,618	3,618	3,618	3,618	3,618
通所リハビリテーション	0	0	0	0	0	0	0
短期入所生活介護	5,485	5,488	6,898	5,488	4,503	4,851	4,851
短期入所療養介護（老健）	0	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	2,892	2,892	2,893	2,642	2,207	2,023	2,294
特定福祉用具購入費	0	0	0	0	0	0	0
住宅改修費	327	327	327	327	327	327	327
特定施設入居者生活介護	5,523	5,526	5,526	5,526	5,526	5,526	5,526
<b>(2) 地域密着型サービス</b>							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	31,230	31,247	31,247	31,247	25,725	22,137	19,728
認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	5,501	5,504	5,504	5,504	5,504	5,504	5,504
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0	0
<b>(3) 施設サービス</b>							
介護老人福祉施設	100,434	100,490	100,490	97,872	86,492	80,730	83,874
介護老人保健施設	5,912	5,915	5,915	5,915	5,915	5,915	5,915
介護医療院	22,580	22,592	22,592	22,592	22,592	22,592	22,592
介護療養型医療施設	0	0	0	-	-	-	-
<b>(4) 居宅介護支援</b>							
介護給付費計	196,339	196,593	198,197	192,791	172,823	163,647	165,678

## (3) 総給付費の見込み

(単位：千円)

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
予防給付費計	7,802	7,919	7,804	7,804	6,759	5,879	6,969
介護給付費計	196,339	196,593	198,197	192,791	172,823	163,647	165,678
給付費計	204,141	204,512	206,001	200,595	179,582	169,526	172,647

## 4 地域支援事業費の見込み

## (1) 介護予防・日常生活支援総合事業

(単位：千円)

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
訪問介護相当サービス	0	0	0	0	0	0	0
訪問型サービスA	331	334	335	318	300	277	259
訪問型サービスB	0	0	0	0	0	0	0
訪問型サービスC	291	283	296	294	337	350	321
訪問型サービスD	0	0	0	0	0	0	0
訪問型サービス(その他)	0	0	0	0	0	0	0
通所介護相当サービス	1,462	1,478	1,480	1,405	1,325	1,224	1,146
通所型サービスA	0	0	0	0	0	0	0
通所型サービスB	0	0	0	0	0	0	0
通所型サービスC	1,632	1,587	1,664	1,650	1,894	1,966	1,804
通所型サービス(その他)	0	0	0	0	0	0	0
栄養改善や見守りを目的とした配食	190	185	194	192	220	229	210
定期的な安否確認、緊急時の対応、 住民ボランティア等の見守り	14	14	15	14	17	17	16
その他、訪問型サービス・通所型サービス の一体的提供等	0	0	0	0	0	0	0
介護予防ケアマネジメント	3,009	2,926	3,067	3,042	3,491	3,624	3,325
介護予防把握事業	126	123	129	128	147	152	140
介護予防普及啓発事業	2,226	2,165	2,269	2,251	2,583	2,681	2,460
地域介護予防活動支援事業	2,274	2,211	2,318	2,299	2,638	2,738	2,512
一般介護予防事業評価事業	1	1	1	1	1	1	1
地域リハビリテーション活動支援事業	473	460	482	478	549	570	523
上記以外の介護予防・日常生活総合事業	0	0	0	0	0	0	0

(2) 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業

(単位：千円)

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
包括的支援事業 (地域包括支援センターの運営)	5,148	5,204	5,211	5,232	4,943	4,597	4,244
任意事業	0	0	0	0	0	0	0

(3) 包括的支援事業（社会保障充実分）

(単位：千円)

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
在宅医療・介護連携推進事業	755	755	755	755	755	755	755
生活支援体制整備事業	793	793	793	793	793	793	793
認知症初期集中支援推進事業	79	79	79	79	79	79	79
認知症地域支援・ケア向上事業	500	500	500	500	500	500	500
認知症サポーター活動促進・ 地域づくり推進事業	0	0	0	0	0	0	0
地域ケア会議推進事業	465	465	465	465	465	465	465

(4) 地域支援事業費計

(単位：千円)

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	12,030	11,767	12,250	12,073	13,501	13,830	12,717
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	5,148	5,204	5,211	5,232	4,943	4,597	4,244
包括的支援事業（社会保障充実分）	2,592	2,592	2,592	2,592	2,592	2,592	2,592
地域支援事業費	19,769	19,563	20,053	19,897	21,036	21,019	19,552

## 5 標準給付費等の見込み

(単位：円)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	第8期合計
総給付費	204,141,000	204,512,000	206,001,000	614,654,000
特定入所者介護サービス費等 給付額（財政影響額調整後）	14,418,517	13,833,537	13,826,125	42,078,179
高額介護サービス費等給付額 （財政影響額調整後）	452,754	460,428	460,428	1,373,610
高額医療合算介護サービス費 等給付額	219,663	223,387	223,387	666,437
算定対象審査支払手数料	174,981	177,974	177,974	530,929
標準給付費見込額	219,406,915	219,207,326	220,688,914	659,303,155

(単位：円)

区 分	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
総給付費	200,595,000	179,582,000	169,526,000	172,647,000
特定入所者介護サービス費等 給付額（財政影響額調整後）	13,019,599	11,642,038	11,063,773	12,211,365
高額介護サービス費等給付額 （財政影響額調整後）	433,570	387,527	368,342	406,711
高額医療合算介護サービス費 等給付額	210,356	188,017	178,709	197,325
算定対象審査支払手数料	167,608	149,796	142,350	157,169
標準給付費見込額	214,426,133	191,949,378	181,279,174	185,619,570

## 6 第1号被保険者の所得段階区分

区分	対象者	保険料 基本率
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で、世帯非課税の者及び世帯全員が村民税非課税で前年の課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の者	0.50 (0.30)
第2段階	世帯全員が村民税非課税で前年の課税年金収入額＋合計所得金額が120万円以下の者	0.75 (0.50)
第3段階	世帯全員が村民税非課税で上記以外の者	0.75 (0.70)
第4段階	世帯課税で本人が村民税非課税の者で、前年の課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の者	0.90
第5段階	<b>【基準額】</b> 世帯課税で本人が村民税非課税の者で、上記以外の者	1.00
第6段階	本人が村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の者	1.20
第7段階	本人が村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の者	1.30
第8段階	本人が村民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の者	1.50
第9段階	本人が村民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上の者	1.70

※括弧内は低所得者軽減措置後の保険料基本率

## 7 所得段階別加入者数

(単位：人)

所得段階区分	割合	令和3年度 人数	令和4年度 人数	令和5年度 人数	第8期合計 人数
第1段階	29.0%	211	214	214	639
第2段階	16.5%	120	122	122	364
第3段階	11.6%	85	85	86	256
第4段階	6.4%	47	47	47	141
第5段階	9.1%	67	67	67	201
第6段階	13.4%	97	99	99	295
第7段階	9.5%	70	70	70	210
第8段階	2.6%	19	19	19	57
第9段階	1.9%	13	14	14	41
計	100.0%	729	737	738	2,204

(単位：人)

所得段階区分	割合	令和7年度 人数	令和12年度 人数	令和17年度 人数	令和22年度 人数
第1段階	29.0%	215	203	189	174
第2段階	16.5%	122	116	107	99
第3段階	11.6%	86	81	75	70
第4段階	6.4%	48	45	42	39
第5段階	9.1%	68	64	60	55
第6段階	13.4%	99	94	87	80
第7段階	9.5%	71	67	62	57
第8段階	2.6%	19	18	17	16
第9段階	1.9%	13	12	12	11
計	100.0%	741	700	651	601

## 8 第1号被保険者の介護保険料基準額の算定

(単位：円)

標準給付費見込額	659,303,155
+	
地域支援事業費（3年間）	59,385,146
=	
介護保険事業費見込額（3年間）	718,688,301
×	
第1号被保険者負担割合	23.0%
=	
第1号被保険者負担分相当額（3年間）	165,298,309
+	
調整交付金相当額（3年間）	34,767,450
-	
調整交付金見込額（3年間）	67,514,000
+	
財政安定化基金拠出金見込額	0
-	
財政安定化基金取崩による交付額	0
-	
準備基金取崩額	1,210,000
+	
市町村特別給付費等	0
=	
保険料収納必要額（3年間）	131,341,759
÷	
予定保険料収納率	99.6%
÷	
所得段階別加入割合補正後第1号被保険者数（3年間）	1,895人
÷	
年額保険料	69,600
÷	
12か月	
=	
月額保険料（基準額）	5,800
(参考) 第7期の第1号被保険者の保険料の基準額（月額）	5,800

## 9 介護保険料の設定

### (1) 第8期介護保険料の設定

第8期の基準額（月額）	5,800円
-------------	--------

### (2) 令和7年度以降の介護保険料の推計

令和7年度 (2025)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)
6,330円	6,964円	7,179円	6,778円

## 10 第8期計画期間の第1号被保険者の所得段階別保険料

所得段階 区分	割合	保険料 基本率	保険料 (月額、円)	保険料 (年額、円)
第1段階	29.0%	0.50 (0.30)	2,900 (1,740)	34,800 (20,880)
第2段階	16.5%	0.75 (0.50)	4,350 (2,900)	52,200 (34,800)
第3段階	11.6%	0.75 (0.70)	4,350 (4,060)	52,200 (48,720)
第4段階	6.4%	0.90	5,220	62,640
第5段階	9.1%	1.00	5,800	69,600
第6段階	13.4%	1.20	6,960	83,520
第7段階	9.5%	1.30	7,540	90,480
第8段階	2.6%	1.50	8,700	104,400
第9段階	1.9%	1.70	9,860	118,320

※括弧内は低所得者軽減措置後の保険料基本率、月額保険料、年額保険料

## 第8章 計画の推進

### 1 サービス提供のための体制づくり

#### (1) 介護給付等の適正化への取組

介護給付の適正化のために行う適正化事業は、高齢者が可能な限り、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、限られた資源を効率的・効果的に活用するために、保険者機能の一環として自ら積極的に取り組み、自らの課題認識の下に取組を進めます。

なお、介護給付適正化事業のうち、以下の①から⑤までの主要5事業に取り組んでいきます。

##### ① 要介護認定の適正化

遠隔地を除くすべての認定調査を村の調査員が行い、公正公平な認定調査を確保し、調査員研修の開催等により調査員の質の向上を図る事業です。公正公平な認定調査の確保を目指し、研修等の開催をしていきます。

##### ② ケアプランチェックの点検

利用者の状況を把握した適切なアセスメントを実施した上で、ケアプランが作成されているかの点検を行い不適切なプランについて指導していく事業です。ケアプランの点検を定期的に効率よく実施できる体制づくりを行い、受給者が真に必要な過不足のないサービスを事業者が提供できるよう進めていきます。

##### ③ 住宅改修、福祉用具購入・貸与の点検

改修内容や福祉用具の妥当性について、利用者の身体状況等に即したものがどうかについてきめ細かく確認を行う事業です。住宅改修については事前確認を基本とし、必要に応じて改修後も確認を実施していきます。福祉用具についても必要性の検討を引き続き行っていきます。

##### ④ 縦覧点検・医療情報との突合

鹿児島県国民健康保険団体連合会からの医療給付と介護給付の突合情報を基に、介護保険事業所に対してサービス実績を確認し、誤った請求や重複請求等を調査し、過誤調整等を行う事業です。引き続き国保連からの情報を基に、事業所に確認を行います。

##### ⑤ 介護給付費通知

介護保険サービス利用者に対し、利用したサービス事業所、サービス種類、介護保険給付額、利用者負担額を通知し、利用者の介護サービス利用の意識を高めるとともに、事業所の架空請求や過剰請求の防止・抑止につなげていく事業です。介護保険サービスの適正利用の推進及び事業所の架空請求等の防止・抑止の為に、引き続き送付を実施していきます。

## (2) 人材の確保及び資質の向上

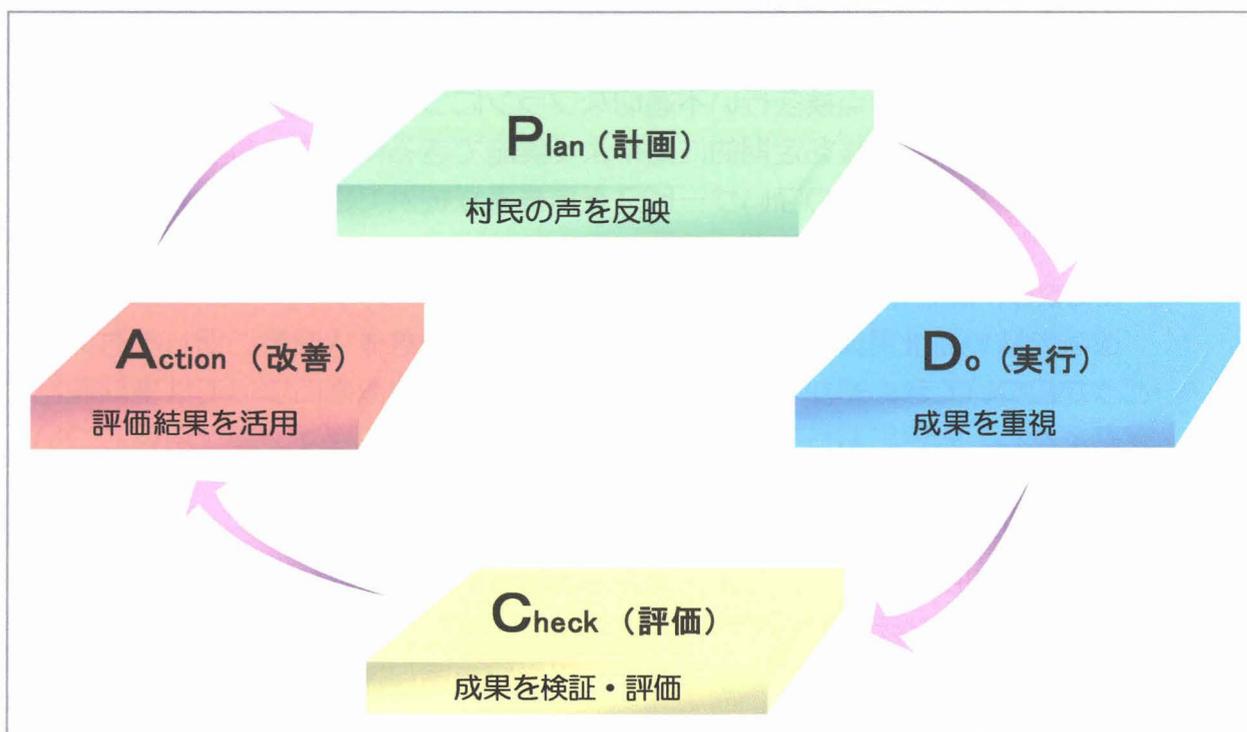
サービスごと、職種ごとの人手不足等の状況も踏まえ、介護職に限らず介護分野で働く人材の確保・育成を行い、介護現場全体の人手不足対策を進めることが重要となります。

そのため、本村においても、必要となる介護人材の確保に向け、国や県と連携し、処遇改善、新規参入や多様な人材の活用の促進、介護の仕事の魅力向上、職場環境の改善等のための方策を推進します。

## 2 計画の点検と評価

本村の社会資源を形成する関係機関と地域包括ケアシステムの推進に向けた連携と協働を図りつつ、本計画に盛り込んだ施策の進行状況の点検や評価を行います。

また、次年度以降の計画推進及び施策内容の改善につなげるために、課題の抽出や重点的に取り組む事項などの検討を行い、効果的かつ継続的な計画の推進を図ります。



## 資料編

### 1 宇検村介護保険等事業計画策定委員会設置要綱

平成 14 年 6 月 1 日要綱第 1 号

改正

平成 19 年 3 月 27 日要綱第 3 号

平成 23 年 3 月 31 日要綱第 11 号

(設置)

**第 1 条** 本村における高齢者保健福祉事業に関する総合的な計画を策定するため、宇検村高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

**第 2 条** 委員会は、村長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査及び審議する。

(1) 高齢者保健福祉計画に関すること。

(2) 介護保険事業計画に関すること。

(組織等)

**第 3 条** 委員会は、委員 10 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから村長が委嘱又は任命する。

(1) 村老人会の代表

(2) 民生委員の代表

(3) 区長会の代表

(4) 村婦人会の代表

(5) 村連合青年団の代表

(6) 村議会議員の代表

(7) 第 1 号被保険者の代表（公募選出）

(8) 第 2 号被保険者の代表（公募選出）

(9) 副村長

2 委員会を補佐するため、宇検村介護保険等事業計画企画委員会（以下「企画委員会」という。）を設置する。

3 企画委員会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

総務企画課長

住民税務課長

保健福祉課長

社会福祉協議会事務局長

宇検村地域包括支援センター長

(委員長及び副委員長)

**第4条** 委員会に委員長及び副委員長を各1人置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第5条** 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(事務の処理)

**第6条** 委員会の事務は、保健福祉課において処理する。

(委任)

**第7条** この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

## 附 則

この要綱は、平成14年6月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月27日要綱第3号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日要綱第11号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

## 2 宇検村介護保険等事業計画策定委員会委員名簿

番号	団体名等	氏名
1	宇検村老人クラブ連合会	榮 光 成
2	宇検村民生委員児童委員協議会	貞野 優一
3	宇検村区長会	藤野 茂樹
4	宇検村婦人会	俊岡 恵美子
5	宇検村青年団連絡協議会	隈元 裕平
6	宇検村議会議員代表	肥後 充浩
7	第1号被保険者	三谷 君江
8	第2号被保険者	屋宮 一子
9	副村長	植田 稔

## 3 用語解説

あ行	
IADL (アイ・エー・ディー・エル)	「Instrumental activities of daily living (手段的日常生活動作)」の略で、家事動作や管理能力、交通機関の利用など、生活の中の応用的な動作群のこと。
ICT (アイ・シー・ティー)	「Information and Communication Technology (情報通信技術)」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションのこと。
アセスメント	事前評価、初期評価。一般的には環境分野において使用される用語であるが、介護分野においては、介護サービス利用者が直面している問題や状況の本質、原因、経過、予測を理解するために、援助活動に先立って行われる一連の手続きをいう。
インフォーマル	フォーマルは、制度や法律等で定められた公的なもの。インフォーマルは、民間や地域住民、ボランティア等が行う非公的なもの。
NPO (エヌ・ピー・オー)	英語の Non Profit Organization の略であり、「民間非営利組織」として利益配分をしない組織(団体)のこと。商業を目的としない公益活動に取り組み、官と民の間で「民間の手による公益活動の分野」を創造する。その活動分野としては保健福祉の増進、社会教育の推進、まちづくり、文化・芸術・スポーツの振興、環境保全、人権擁護、国際協力等の多方面にわたる。
ADL (エー・ディー・エル)	「Activity of daily living (日常生活動作)」の略で、人間が毎日の生活を送るための基本的動作群のこと。具体的には、①身の回り動作(食事、更衣、整容、トイレ、入浴の各動作)、②移動動作、③その他(睡眠、コミュニケーション等)がある。
か行	
介護給付	要介護認定により要介護と判定された被保険者に対する保険給付。居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、居宅介護福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費、居宅介護サービス計画費、施設介護サービス費等について、保険給付が行われる。
介護支援専門員 (ケアマネジャー)	要支援者・要介護者からの相談に応じ、サービス利用にあたりその心身の状況に合わせて適切なサービスを利用できるよう、介護サービス計画を作成し、サービス提供者や施設等との連絡・調整を行う人材。
介護予防ケアマネジメント	要介護状態になることの予防と悪化防止を図るため、要支援認定者等に対して、総合事業によるサービス等が適切に提供できるためのケアマネジメントをさす。
介護予防・ 日常生活支援総合事業	介護サービスの基盤強化のため地域支援事業の中に創設され、市町村の主体性を重視し、多様なマンパワーや社会資源の活用等を図りながら、要支援者等に対して介護予防や生活支援サービス等を市町村の判断・創意工夫により、総合的に提供できる事業。

基本チェックリスト	65歳以上の高齢者で、介護の原因となりやすい生活機能低下の可能性について、運動、口腔、栄養、物忘れ、うつ症状、閉じこもり等の全25項目について「はい」「いいえ」で記入していただく質問票のこと。
キャラバン・メイト	認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」を開催し、講師役を務めていただく人のこと。キャラバン・メイトになるためには所定のキャラバン・メイト研修を受講し登録する必要がある。
ケアプラン	要支援者・要介護者がサービスを適切に利用するため、その希望をとり入れて作成されるサービス計画。サービスが効率的・計画的に提供されるよう目標設定や利用するサービスの種類、提供内容を具体的に決定し、それに基づいてサービスが提供される。計画は利用者の状態の変化に応じ、適宜変更される。
ケアマネジメント	要支援者・要介護者が適切なサービスを受けられるようにケアプランを作成し、必要なサービスの提供を確保する一連の管理・運用のこと。ケアが必要な人が、常に最適なサービスを受けられるよう、さまざまな社会資源を組み合わせて調整を行う。
KDB（ケイ・ディー・ビー）	国保連合会が保険者の委託を受けて行う各種業務を通じて管理する「特定健診・特定保健指導」、「医療（後期高齢者医療含む）」、「介護保険」等の情報を活用し、統計情報や「個人の健康に関する情報」を提供し、保険者の効率的かつ効果的な保健事業の実施をサポートすることを目的として構築されたシステム。
権利擁護	自らの意思を表示することが困難な知的障害者や認知症高齢者等に代わって、援助者等が代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。
高額介護サービス費	所得に応じて一定額を超えた分の自己負担があった場合に、その超えた分を申請することにより高額介護サービス費として支給される制度。
<b>さ行</b>	
サロン活動	誰もが参加できる交流の場として、様々な世代の人たちが集まり、共同で企画を行い運営していく仲間づくり、居場所づくりをする活動。
サービス付き高齢者住宅	平成23年5月の「高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）」の改正により創設された高齢者単身・夫婦世帯が居住できる賃貸等の住まい。
生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす人材。
生活習慣病	「食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群」と定義され、代表的な病気としては、虫歯、歯周病、骨そしょう症、アルコール性肝疾患、肥満症、痛風（高尿酸血症）、高血圧症、糖尿病、高脂血症、心臓病、脳卒中、がんなどがある。

成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がい等によって判断能力が十分でない人について、権利を守る援助者（家庭裁判所より選任された成年後見人等）を選ぶことで、法的に支援する制度。
<b>た行</b>	
団塊の世代	昭和 22 年から昭和 24 年までの 3 年間にわたる第一次ベビーブームに出生した人々をさす。この世代の人が高齢者になる時期を迎え、様々な社会的影響が予測される。
団塊ジュニア世代	昭和 46 年から昭和 49 年までに生まれた世代をさす。最多は昭和 48 年出生の 210 万人で、団塊の世代の最多である昭和 24 年出生の 270 万人より少し少ない。第二次ベビーブーム世代とも呼ばれる。
地域ケア会議	地域包括ケアシステムの実現に向け多職種協働で高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を同時に図っていくための手法又は協議体。
地域支援事業	高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態になった場合においても可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業。
地域資源	地域住民を支えるための関係機関や専門職、あるいは地域のボランティア等、人的・物的な様々な資源。
地域包括ケアシステム	高齢者や障がい者等、何らかの支援を必要とする人が、身近な地域で生涯を安心して暮らしていけるよう、保健・医療・福祉・介護等の社会資源やマンパワー（人材活力）を広く活用し、支援を要する人を地域社会全体で支える仕組み。
地域包括支援センター	保健師又は経験のある看護師、主任ケアマネジャー及び社会福祉士を置き、介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント等を業務として介護保険法に規定された機関。地域包括支援センターは、生活圏域を踏まえて設置され、市町村又は市町村が委託した法人が運営する。
調整交付金	介護保険財政において、第 1 号被保険者のうち 75 歳以上である者の割合（後期高齢者加入割合）及び所得段階別被保険者割合の全国平均との格差により生じる保険料基準額の格差調整のために国から交付されるもの。
チームオレンジ	近隣の認知症サポーターがチームを組み、認知症の人や家族に対する生活面の早期からの支援等を行う取組。
<b>な行</b>	
2025年問題	昭和 22 年から昭和 24 年までに出生したいわゆる「団塊の世代」が後期高齢者（75 歳）の年齢に達し、医療や介護などの社会保障費の急増が懸念される問題のこと。
2040年問題	昭和 46 年から昭和 49 年までに出生したいわゆる「団塊ジュニア世代」が 65 歳に達し、65 歳以上の高齢者の人口がピークになることで起こりうる労働力不足や年金・医療費などの社会保障費が増大することが懸念される問題のこと。

認知症ケアパス	認知症の進行状況に合わせて提供される医療や介護のサービスの標準的な流れを示したもの。
認知症サポーター	認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として日常生活の中での支援をする人のこと。何かを特別に行うというのではなく、友人や家族にその知識を伝え、隣人として、あるいは商店街、交通機関等、まちで働く人として活動を行う。
認知症初期集中支援チーム	家族等の訴えにより、医療・介護の専門職が複数で認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、初期の支援を包括的・集中的（概ね6か月）に行い、自立した生活のサポートを行うチーム。
<b>は行</b>	
被保険者	介護保険に加入している本人をいう。介護保険制度においては、①市町村の区域内に住所を有する65歳以上の人（第1号被保険者）、②市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者（第2号被保険者）を被保険者としている。
フレイル	高齢期に病気や老化などによる影響を受けて、心身の活力（筋力や認知機能など）を含む生活機能が低下し、将来要介護状態となる危険性が高い状態のこと。
保険者	介護保険の運営を行う主体をいう。介護保険の保険者は、市町村と規定されている。保険者としての役割は、被保険者の管理、要介護認定、保険給付の支払事務、サービス基盤整備を推進するための市区町村介護保険事業計画の策定、介護保険特別会計の設置・運営、普通徴収による保険料の徴収などがある。
保険者機能強化推進交付金 保険者努力支援交付金	自治体への財政的インセンティブとして、市町村や都道府県のような取組の達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、市町村や都道府県の高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を支援する交付金。
包摂的な社会	社会的に弱い立場にある人々も含め住民一人一人、排除や摩擦、孤独や孤立から援護し、社会（地域社会）の一員として取り込み、支え合う社会のこと。
<b>や行</b>	
有料老人ホーム	食事提供などの日常生活上必要なサービスを提供する高齢者向けの賃貸住宅。
予防給付	要介護認定により要支援と判定された被保険者に対する保険給付。介護給付と比べると、訪問介護（ホームヘルプ）、通所介護（デイサービス）、施設サービス、一部の地域密着型サービスなどが給付対象にならない点で異なる。

---

宇検村 高齢者保健福祉計画  
第8期介護保険事業計画

---

令和3年3月

発行・編集

宇検村 保健福祉課

〒894-3392 鹿児島県大島郡宇検村湯湾915番地

TEL 0997-67-2212 FAX 0997-67-2262

---



